

唐の装飾馬と日本との比較

－馬具からみた儀仗をめぐって－

津野 仁

はじめに

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1 唐の装飾馬 | (3) 高官 |
| (1) 馬具各部位 | (4) 木俑馬装の階層性 |
| (2) 陶俑による三懸垂飾品の組合せ | 3 日本の古代装飾馬とその比較 |
| (3) 石刻馬による三懸垂飾品の組合せ | (1) 文献史料に記載された装飾馬 |
| (4) 壁画の馬装 | (2)『延喜式』左右馬寮の鞍造料に記載する馬装 |
| (5) 着甲馬装 | (3) 金銀製馬具などの変化と系譜 |
| 2 唐の装飾馬の実態と階層関係 | 4 日本古代装飾馬の系譜と意義 |
| (1) 皇帝 | (1) 装飾馬具系譜の分類 |
| (2) 皇族 | (2) 唐儀仗馬装の階層性と唐様式儀仗馬装受容の意義 |
- おわりに

唐の法典や儀衛の一部を継承した日本で、儀仗に唐様式馬装が導入されたのか、比較検討した。最初に、唐の馬装について俑・壁画・皇帝陵の石馬から馬具の部分や組合せの実態を検討した。その馬装は、胸懸に杏葉か瓔珞5枚（個）、尻懸片面に3枚（個）が最も基本的な型で、最も華美な馬装は蓮の蕾形の雲珠が付き、多数の杏葉が垂下する。これが、7世紀後葉から8世紀前半の三懸垂飾の基本型の一つであった。これは皇帝や皇族・三品以上の高官の儀仗馬装であった。日本では、毛皮製轡や障泥及び金銀装の馬装が蕃客に国威を示し、律令国家の対外政策上必要な道具であった。さらに、『延喜式』左右馬寮記載の女鞍や正倉院2号鞍等が装飾馬の典型と判断された。唐様式との関係では、三懸飾金具の一部や杏葉、及び轡・障泥の材質と金装馬の配置などが唐様式の馬装・隊列配置であるが、馬具の機能的な部分は前代から継承したものになっている。馬具においても唐の階層的儀仗制が適用されて、唐国内や日本を含む周辺諸国に規制されていたと考えられる。唐朝廷の儀仗は儀衛上使用する階層が限定されていたためである。

はじめに

日本古代の儀衛に用いる装飾馬の実態に関する検討は、文献史・考古学でも極めて少ない。東アジアにおける大国で、体系化された儀礼体系をもった唐でも、その実態に関する研究は少ないが、中国での初期の専論として孫機氏による唐代の馬装に関する研究が特筆される（孫 1981）。近年では劉永華氏が車輿馬具を通覧するなかで、唐の馬装・金具について集成し、馬具の影響関係も説いている（劉 2013）。日本では、大谷猛氏が鎌轡について、唐との関連を指摘し（大谷 1985）、筆者も唐の轡・鎧との関連について概述した（津野 2015）。このように限られた研究成果のため、唐の法典や儀衛の一部を継承した日本で、唐様式馬装が導入されたのか、比較検討することにした。そこで、装飾性の高い馬装について、中国の俑や壁画・石刻などをもとに唐の儀衛に係わる馬装の実態を見て、日本の様相と比較していきたい。

筆者は、これまで唐と周辺国の刀剣などについて比較を行ってきた（津野 2014・2016）。これにより、日本の古代刀剣の特徴を描出しようと試みた。ここでは馬具のうち、儀衛に係わると考えられる装飾馬具について比較を行う。その目的は第一に、唐の儀衛馬装の実態を明らかにすること。第二に、唐の装飾馬に鞍のような階層関係はあるのか解明すること。第三に、比較史となるが、日本古代の儀衛馬装の実態と唐様式馬

装の導入関係やその理由を明らかにすることである。これによって、律令制度を継受して、構築する際に政権が目指した儀衛・儀仗の一端を馬具から考えていこうとするものである。

1 唐の装飾馬

ここでは、日本古代の馬具と比較を行うために、唐における馬具の実態を出土品や俑・石刻・壁画をもとに検討していく。馬具は多くの部品の組み立てによって造られることから、最初にその諸要素をみてみる。

(1) 馬具各部位 (第1～9図)

轡 墓の壁画や石刻馬・三彩馬俑で確認できる轡は鏺轡といわれるS字形をした鏡板である。ただし、『中国歴代絵画図譜 人物鞍馬』所収の絵画では、韓幹(780年没)筆の照夜白図冊頁(1)に小型の素環状鏡板があり、百馬図巻の鞍馬(2)には大きな素環状鏡板が付いており、瓔珞を付けた装飾馬も同じ鏡板である。出土品では全て鏺轡であるが、装飾馬を含めて素環の轡も使われていた。

馬面 順陵石刻(4)では、北神道東西三石刻馬に馬面が付く。額から鼻筋を覆い、額側先端は双頭形、鼻側下端が三山形になっている。

俑では懿徳太子墓(3)・万県唐墓(654年)の馬甲を着た重装騎兵(5)に頬から鼻を覆う馬面が付く。懿徳太子墓の馬面は貼金で、甲の文様からみても儀仗用である。

鐙 唐の鐙は、全て輪鐙である。

鞍 前輪が直立し、後輪が傾斜する。新疆塩湖古墓出土鞍は居木二枚で、居木端が前後輪の外側に突出し、居木に切り込みを入れて組んでいる。後輪から出た居木端には鞘を垂下させ、尻懸を緊縛して、その端を鞘脇に垂下させる。

鞍轡 洛陽出土三彩俑(6)で鞍の前輪・後輪に線を引き、鞍轡を示すものがある。唐の儀仗馬には鞍に布や毛皮を掛けて覆うことが多く、孫機氏はこれを鞍袱、ふろしきとする。皇帝陵の石刻馬や壁画・三彩俑でもみられ、鞍の敷く袱の実態が不明になっている。懿徳太子墓出土三彩俑で、鞍袱を後輪の後ろに包んで騎射する像がある。

轄 鞍の下に敷く轄は壁画や俑によって明らかにでき、ここでは材質・文様によって分類する。

1群：錦織

1類：宝相華文・唐草文(新城長公主墓三彩俑7・鄭仁泰墓女子騎馬俑9・西安南郊外M31三彩俑8)

2類：円文・唐草文(新城長公主墓墓道壁画10)

3類：その他(節愍太子墓三彩俑：鱗状文11、金鄉県主墓女子騎馬俑：花卉文13、永泰公主墓墓道東壁：

外周赤斑点文14)

2群：動物皮

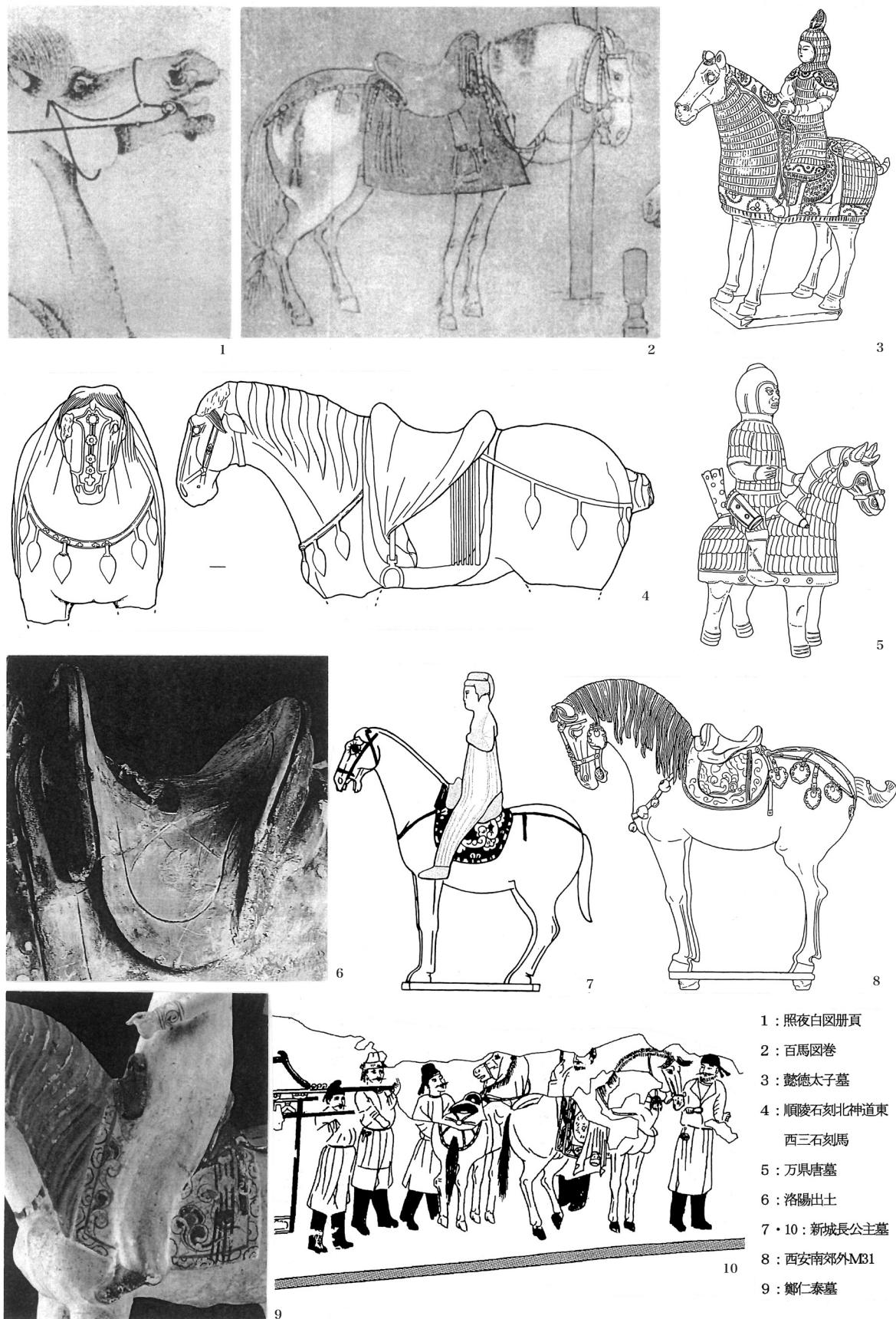
1類：豹皮(安国相王孺人唐氏墓墓道西壁17、懿徳太子墓墓道西壁画19、新城長公主墓騎馬俑、李寿墓墓道西壁壁画20、王伶夫婦墓騎馬俑)

2類：虎皮(安国相王孺人唐氏墓墓道西壁17、懿徳太子墓墓道東西壁画18、新城長公主墓騎馬俑15、河南省鞏県俑、王伶夫婦墓騎馬俑)

3類：内豹縁虎皮など(章懷太子墓壁画狩出行図21・懿徳太子墓騎馬俑・金鄉県主墓騎馬俑)

4類：牛皮か(惠庄太子墓墓道東壁22、李邕墓第一天井東壁24、安国相王孺人崔氏墓墓道西壁)

轄は大きく錦織か動物皮に分類できる。このうち動物皮とみられるものは懿徳太子墓の儀仗隊で旗を執り騎乗する侍衛の馬(18)に、襞状の線が描かれており、虎の皮を表現するとみられる。同じく懿徳太子墓の



第1図 唐の装飾馬（1）

儀仗で騎乗馬（19）には豹とみられる円を斑点状に描くものがある。懿德太子墓の儀仗騎乗馬に豹・虎皮があり、公主や高官の俑にも同じ表現があることから、この材料が唐朝廷の儀仗で一般的に用いられていたことがわかる。また、騎乗馬で轄の部分が黒く塗られたものは壁画や多くの加彩俑でみられる。特に、惠庄太子墓の車馬騎從出行図は、太子が出行する際の儀仗騎乗馬の状況を反映する。騎乗しない牽馬の場合は李邕墓で出行儀仗隊の後ろに描かれている。このように、太子級の儀衛において騎乗馬・牽馬ともに黒い轄があり、牛皮などであろうか。この轄は高官の俑にも確認でき、王伶夫婦墓騎馬俑では豹文と虎文がある。王伶は左監門將軍（従三品）上柱国（正二品）である。

3類では、周縁に虎皮、内側で豹柄が多いが、章懷太子墓壁画狩出行図（21）の中でも内側に豹柄の円文、周縁に虎柄の襲文や内外円文もみられる。ところで、内外二重のものは一枚の轄かその下に敷いた日本で言う屨脊とみるか、確定できない。孫機氏もこの部分を轄とする。

一方、錦織と推測される文様のある轄は、三彩俑や加彩俑で多く確認することができる。壁画全体に図の情景が反映されており、俑よりも実態を反映する可能性が高い。新城長公主墓壁画（10）で墓主の載る牛車や檐昇の前の牽馬の轄は中心に円文、外縁に唐草文がある。永泰公主墓で列戟前の牽馬の儀仗（14）では、轄の外縁に赤の斑点が描かれる。これらから、公主級の儀衛には牽馬の轄に錦織も敷かれていたとみられる。そして、金鄉県主墓の騎馬伎樂女俑（13）のように華美な騎馬隊には宝相華文や唐草文の轄が描かれる。

障泥 壁画や三彩俑・加彩俑からみてみる。太子・公主級の儀仗図の騎乗馬・牽馬でも障泥を付ける場合は少ない。また、三彩俑でも障泥を付ける場合は少ないようである。儀仗図からみて儀衛の騎乗馬・牽馬で障泥を付けることは少なかったと判断できる。少ない事例であるが、永泰公主墓墓道東壁の列戟前の儀衛の牽馬（14）では黒色で毛のような線が描かれている。さらに、三彩俑の洛陽谷水出土牽馬（23）の障泥には毛のような線がある。この他の俑馬では斜格子文が描かれており、材質を推定することはできない。長い黒毛が描かれていることから障泥に熊皮が使われていたと判断したい。

三懸垂飾品 三懸（註1）に垂飾する杏葉は唐草文が主文様であるが、細かくみると文様が多様である。ここでは主に三彩俑に型で表現された杏葉を含めて概括的に分類する。

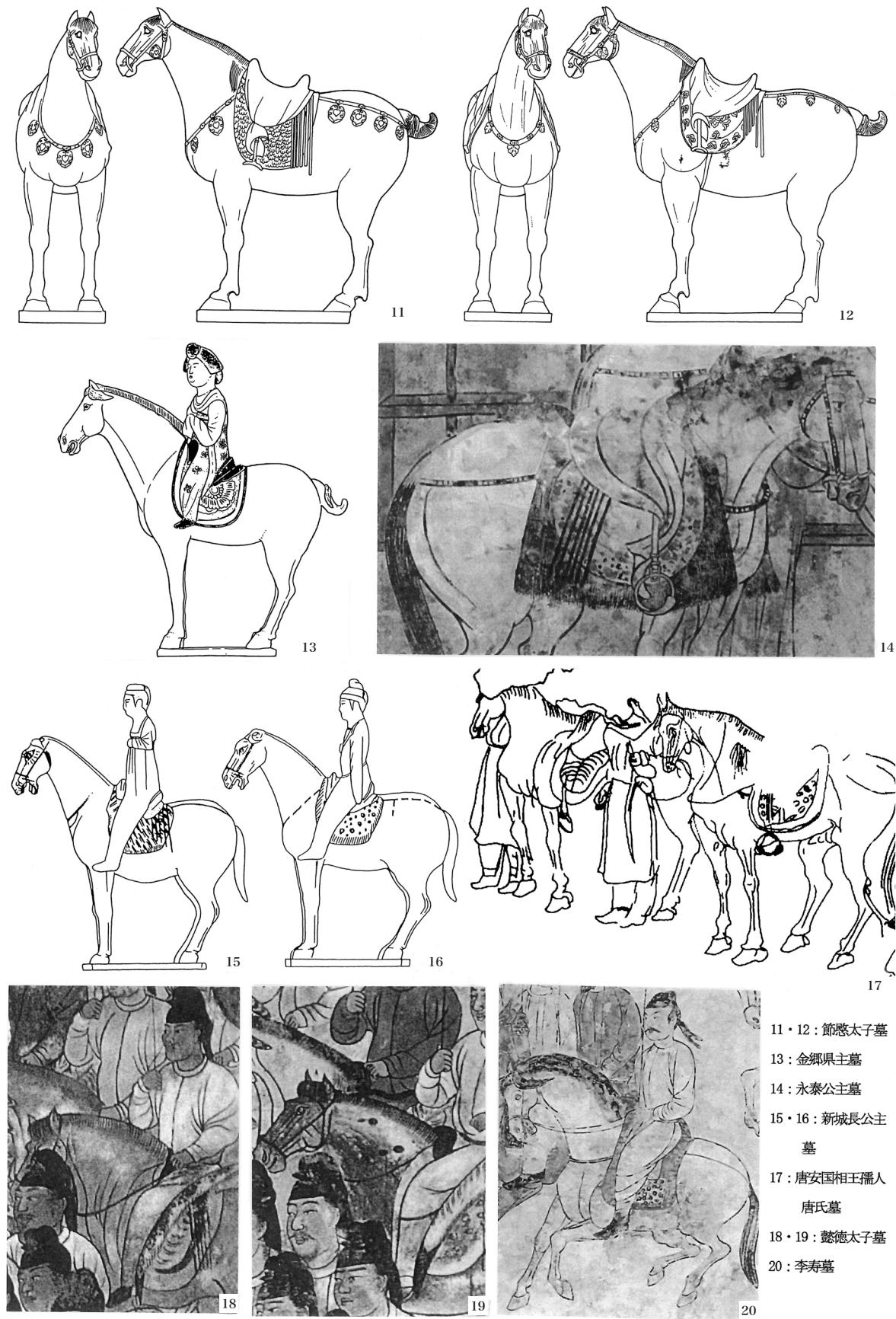
外周の支葉が巻く杏葉：永泰公主墓金銅製品（26）、乾陵石刻馬・順陵石刻馬（34）・閻識微夫婦墓三彩俑（33）など多数存在する。三彩馬俑の杏葉で分類すると、外周が唐草文支葉で、中心飾りを山形唐草文とするもの（閻識微夫婦墓三彩馬俑の尻懸杏葉）と中心部に桃形とするもの（閻識微夫婦墓三彩馬俑の胸懸杏葉 33）、内側は無文（中堡村墓三彩俑 74・西安南郊外M 31、32）がある。このうち前二者が多い。注目すべきは、外周が唐草文支葉で、中心飾りを山形唐草文とする杏葉、及び西安西郊外中堡村墓や西安南郊外M 31出土馬俑で胸懸・尻懸に配する杏葉は、その文様が順陵（36）や泰陵（37）など陵墓の石人が執る剣の環頭文様に類似していることである。その文様が皇帝儀仗の剣と同じであることからも、杏葉文様の祖型や文様本来の使用階層を理解することができる。

葉形に開く杏葉：永泰公主墓金銅製品（26）・独孤思貞墓銀製品（29）・橋陵石刻馬（35）

中心に動物文を配する杏葉：永泰公主墓金銅製品（26）・懿德太子墓の鸞鳥文（27）などがあり、孫氏は鴛鴦・麒麟・獅子なども挙げ、瑠璃鏡嵌するものもあるという。

瓔珞：安国相王孺人唐氏墓（41）では無着色地に線を引くことから白色であろうか、睿宗貴妃豆盧氏墓（749年）でも胸懸に紅色の瓔珞がある（42）。

三懸飾金具・端金具・辻金具 付ける部位によって革帶端の金具とそれ以外の飾金具に大きく分類される。前者は三彩俑馬では尻懸の帶革を鞍に縛った余り部分を馬の脇腹に垂れ、その端などに付ける。ミニチュア



第2図 唐の装飾馬（2）

品で実例があり、三彩俑や石刻馬を含めて事例を分類例示する。

飾金具

花弁方形：四枚花弁で、中心に珠等を嵌めるかその表現。永泰公主墓金銅製品（31）・懿德太子墓三彩俑・偃師窯頭磚庵1号墓三彩俑（45）・安菩墓三彩俑（77）など多数。

花弁方形：菊状花弁で、中心に珠等を嵌めるかその表現。新城長公主墓金銅製品（25）・韋義M8三彩俑（51）・西安南郊M31彩俑（8）

花弁長方形：菊状花弁で、中心に珠等を嵌めるかその表現。新城長公主墓金銅製品（25）

花弁菱形：4枚花弁で、中心に珠等を嵌めるかその表現。永泰公主墓金銅製品（31）

花弁楕円形：4枚以上の花弁で、中心に珠等を嵌めるかその表現。永泰公主墓金銅製品（31）・節愍太子墓三彩俑（11・12）・越王李貞墓三彩俑（46）

桃形：新疆塩湖古墓金銅製品（30）・京都国立博物館蔵三彩馬俑・順陵石馬（34）

X字形：X字形の文様が連続する。塩湖古墓（30）に長方形板で中央が菱形に突起する金銅製品がある。

節愍太子墓三彩俑（54）・閔林59号墓三彩俑（48）・韋義芝田M38三彩俑（53）・北窯村5号墓三彩俑（49）

U字形：両側縁に括れがあり、一方端は花弁状、一方端は円孔を抜き、U字形に開く形態である。京都国立博物館三彩俑（47）・天理参考館三彩俑（56）

このように、ミニチュア品を含めて三懸の革帶に付ける飾金具の形態は、三彩馬俑の三懸においても同様の形態が確認できることから、基本的に三彩馬俑の三懸飾金具は実態を反映していると考えられる。

革帯端金具

U字形：京都国立博物館三彩俑（47）では花弁楕円形飾りとU字形飾りが交互に付き、後輪から垂下する革帯端にU字形飾りが付く。偃師窯頭磚庵1号墓三彩俑（45）・洛陽閔林出土の三彩俑で鞍から垂下する帶に花弁方形飾りが連続して、下端にU字形飾りが付いている。

心葉形：両側縁が膨らみのあるハート形で、上辺は鈍角に開く。中央に稜線が上下にのびる。閔林車炮塔三彩俑（50）

この他に、革帶に端金具に付かない三彩俑も多い。

辻金具

塩湖古墓（30）で三叉形の金具があり、面懸で用いられている。新城長公主墓（25）でミニチュアのT字形があるが、三彩俑では革帶の交点を十字に繋ぐ辻金具という形態は確認できず、長帶上の飾金具と同じもので留める。多くは先述分類の花弁方形飾金具で留める。

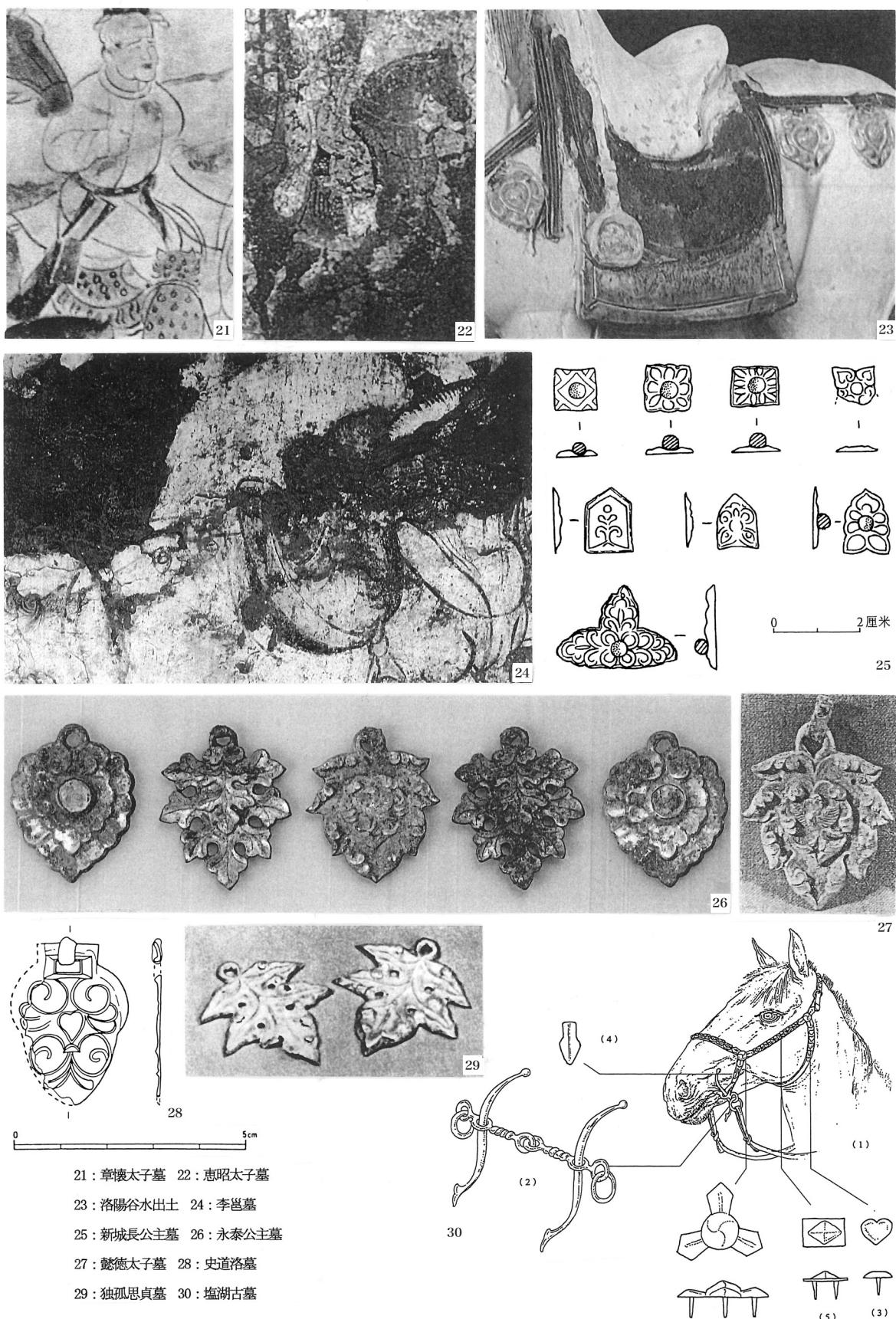
飾金具配置

上述の飾金具がどのように配置されているか、三彩俑や石刻などからみていく。三彩俑の場合は実態をどこまで反映するか不確定であり、ここでは概略的な分類をしておく。

同形金具連続：塩湖古墓（30）で、面懸の頸帶・項帶に桃形飾金具が連続して付いており、頬帶・鼻帶にX字形飾金具が連続する。韋義芝田M38三彩俑（53）では三懸ともに同じ帶文様である。節愍太子墓三彩俑の雲珠を付ける馬（54）は尻懸と胸懸にX字形飾金具が連続する。

杏葉や瓔珞は垂飾しないが、革帶に金装の方形飾を連続することが7世紀の壁画や俑でみられる。壁画では永泰公主墓墓道東壁の列戟前の牽馬（14）で、三懸に方形の金装飾金具が連続して描かれている。俑では鄭仁泰墓（664年）の騎馬女子俑（9）の胸懸・尻懸に方形金装飾がある。

異形金具組合せ：京都国立博物館三彩俑（47）・天理参考館三彩俑（56）には胸懸や尻懸、後輪から出る帶に



第3図 唐の装飾馬 (3)

U字形飾と花弁梢円形飾が交互に付いている。

胸懸・尻懸で杏葉・瓔珞間に飾金具の配置：杏葉・瓔珞間に飾金具2個（順陵西3石馬胸懸・鞚義M8三彩俑51）、杏葉・瓔珞間に飾金具1個（節愍太子墓三彩俑12・鮮于庭誨墓三彩俑尻懸55）、杏葉・瓔珞の位置に飾金具（安菩墓三彩俑77）、飾金具なし（閻識微夫婦墓三彩俑33）と飾金具の配置は多様である。配置が最も確認できる三彩俑でみると杏葉・瓔珞間に飾金具1個付ける事例が最も多いようである。

雲珠

壁画や俑でも雲珠を付ける例は少なく、皇帝陵の石馬でも大半が付いていない。唐の雲珠は大きく二つの形態に分類でき、節愍太子墓三彩馬俑（54）のように、蓮の蕾状で立体形のものと海于庭誨墓三彩馬俑（55）のように平面的で帶の交点から杏葉が垂下するものがある。雲珠を付けるのは新城長公主墓の墓道東壁（10）のように装飾馬が多いが、敦煌莫高窟第130窟東壁壁画の騎兵では、瓔珞と上端の尖った雲珠を付ける。

鞘 後輪の居木突出部に穿孔して、鞘を付けて垂下する。儀仗馬のみならず、昭陵六駿馬（63）のように走る馬にも鞘を付ける。

鬣 馬俑などで鬣の三箇所を伸ばして凸字形にするものがあり、三花という。昭陵六駿の鬣に靡く様子が表現されているが、この装いが儀衛の馬にもあるか、儀衛と係わるのか検討する必要がある。李邕墓第1天井東壁の出行儀仗隊の後ろの牽馬（24）は凸字の鬣がある。しかし、最も規模の大きな儀仗図の懿德太子墓の儀仗隊の馬（18・19）でも三花はなくて、必ず儀衛で必要な装いとはいえない。同じことは、皇帝陵に列する石馬でもみられ、大半の馬に三花はないが、乾陵（図11-11）や橋陵の馬には凸字の鬣がみられる。俑馬でも同様であり、三花は懿德太子墓や鮮于庭誨墓三彩俑（55）などにみられる程である。

（2）陶俑による三懸垂飾品の組合せ（第1～9図）

ここまで、馬装の個別の傾向を分類・概観してきたので、ここではこれらの飾りがどのように組み合わさるか俑をもとにみていきたい。組合せのうち、轡・鐙・鞍は画一的であるが、三懸に付く杏葉・瓔珞・鈴・貝・革帶の飾金具の様相は多様である。そこで、各部位ごとに分類しながら様相をみていきたい。

面懸

1群：杏葉垂飾

1類：額帶・鼻帶・頬帶に垂飾（西安南郊外M31彩俑32・越王李貞墓三彩俑65）

2類：額帶・頬帶に垂飾（西安南郊外M31三彩俑8）

3類：頬帶・鼻帶に垂飾（鞚義芝田M38三彩俑53・洛陽出土三彩俑64）

4類：頬帶に垂飾（節愍太子墓三彩俑11・12）

5類：垂飾なし（節愍太子墓三彩俑54）

2群：瓔珞垂飾

額や鼻や頬に垂飾（鞚義市三彩俑等75～77）

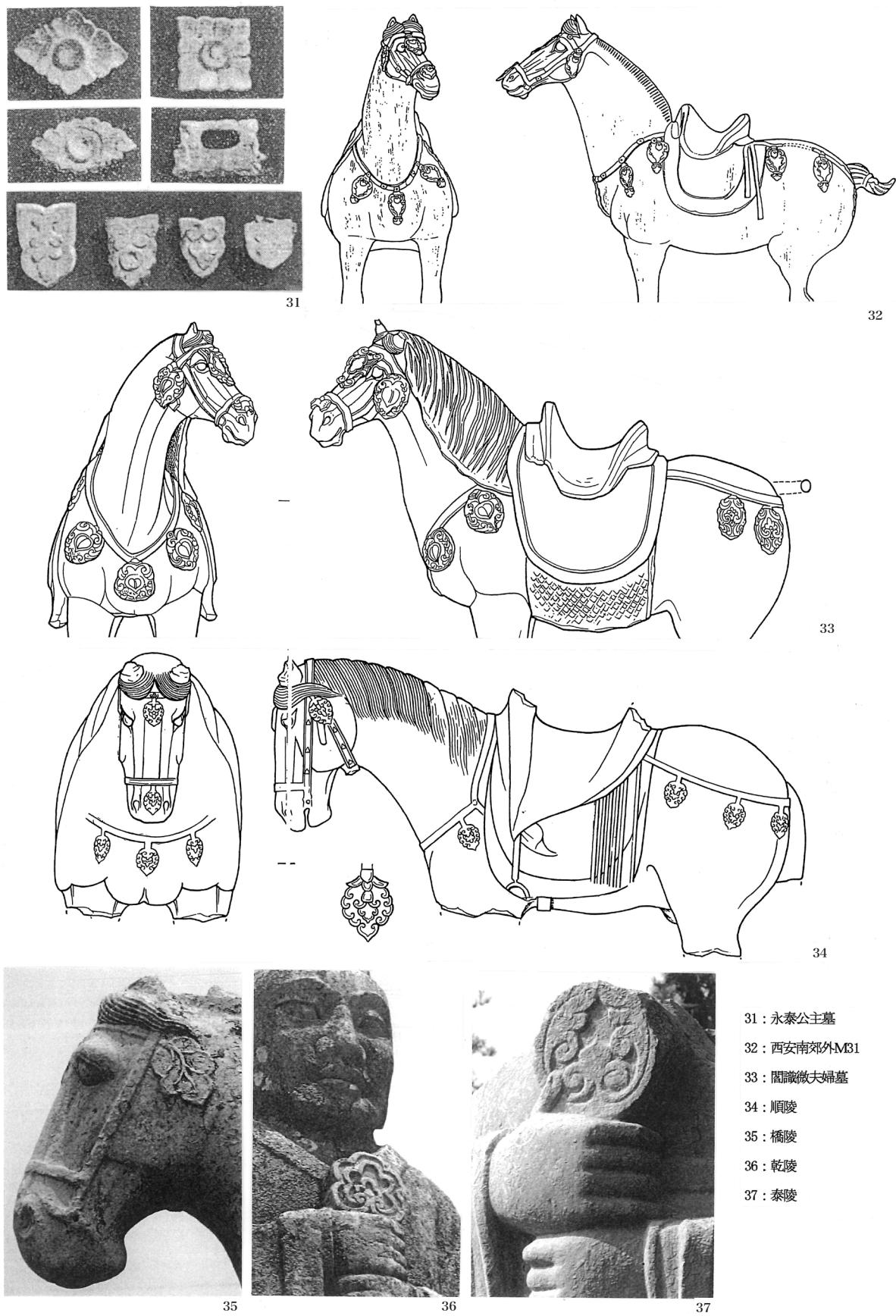
胸懸

1群：貝を垂飾

1類：貝のみ垂飾（節愍太子墓三彩俑54・東京国立博物館三彩俑62・永青文庫三彩俑57・京都国立博物館三彩俑61・張思忠墓三彩俑59）

2類：貝と鈴（西安南郊外M31三彩俑8）

3類：胸懸の両端のみに杏葉（半陂村三彩俑60・洛陽出土三彩俑58）



第4図 唐の装飾馬（4）

2群：杏葉を垂飾

- 1類：7枚垂飾（越王李貞墓三彩俑 65）
- 2類：5枚垂飾（節愍太子墓三彩俑 11・閻識微夫婦墓三彩俑 33など）
- 3類：3枚垂飾（節愍太子墓三彩俑 12・鞏義芝田M 38 三彩俑 53）

3群：瓔珞を垂飾

- 1類：7個垂飾（閻林 59号墓三彩俑 66）
- 2類：5個垂飾（閻識微夫婦墓三彩俑 67）

4群：垂飾なし（洛陽閻林車壠三彩俑 68）

尻懸

1群：雲珠から尻懸外周横帯に縦帯で連接

- 1類：連接帶左右各3本、杏葉が左右に各5～10枚（節愍太子墓三彩俑 54・西安南郊外M 31 8・鮮于庭誨墓三彩俑 55・京都国立博物館三彩俑 61・米国シカゴ芸術学院 73・洛陽閻林出土三彩俑 71）
- 2類：連接帶左右各2本、杏葉が左右に各5枚（東京国立博物館三彩俑 62・永青文庫三彩俑 57）
- 3類：連接帶左右各1本、左右に各瓔珞3個（洛陽閻林M 1289 陶俑 72）

2群：雲珠なし、尻懸外周革帯のみで、杏葉垂飾

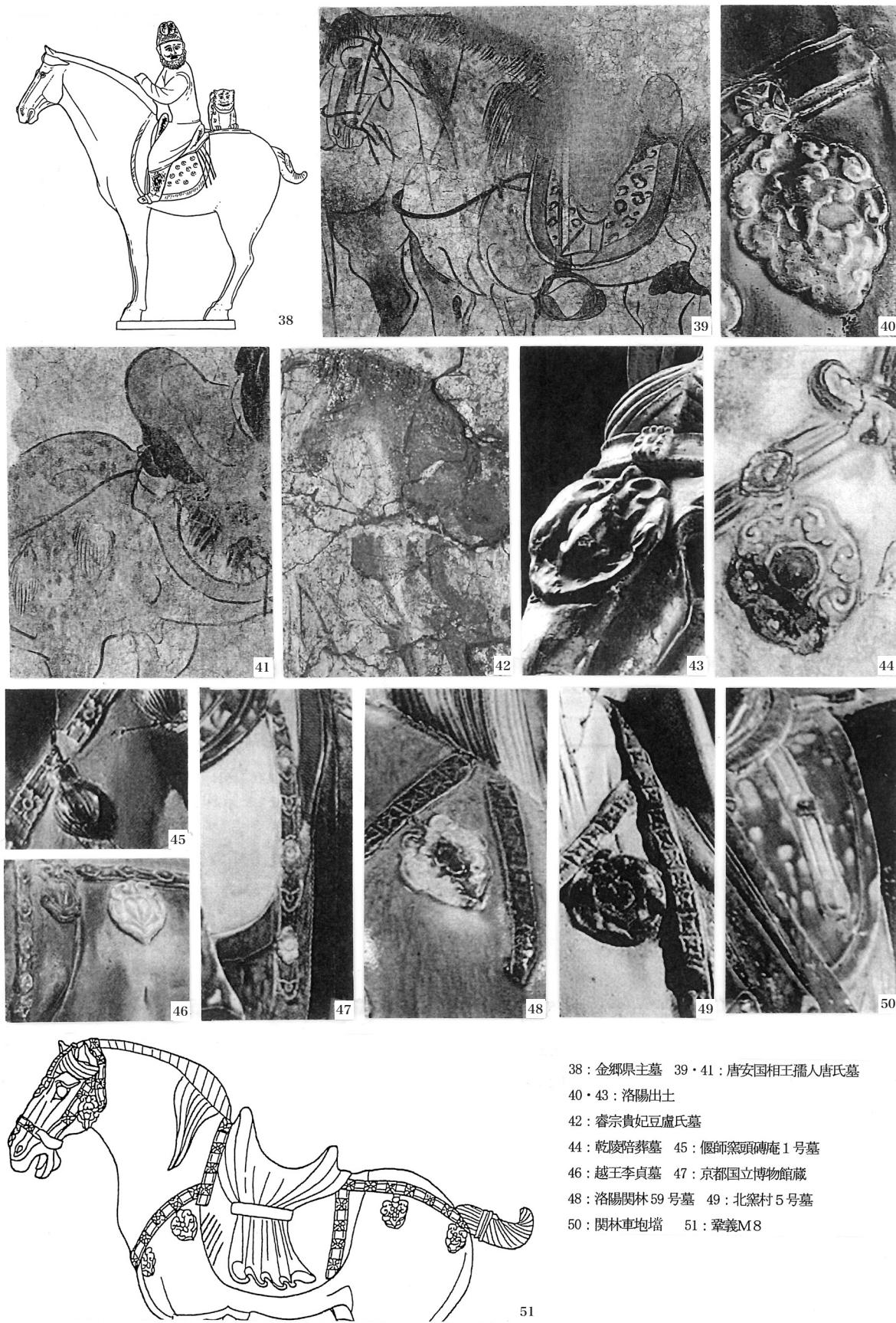
- 1類：左右に各杏葉5枚（河南伊川県三彩俑 69）
- 2類：左右に各杏葉4枚（節愍太子墓三彩俑 11・半陂村三彩俑 60・河南鞏義三彩俑 70・越王李貞墓三彩俑 65）
- 3類：左右に各杏葉3枚（鞏義M 8三彩俑 52など）
- 4類：左右に各杏葉2枚（鞏義M 8三彩俑 51）

3群：雲珠なし、尻懸外周横帯のみで、瓔珞垂飾、左右に各瓔珞3個（張思忠墓三彩俑 75）

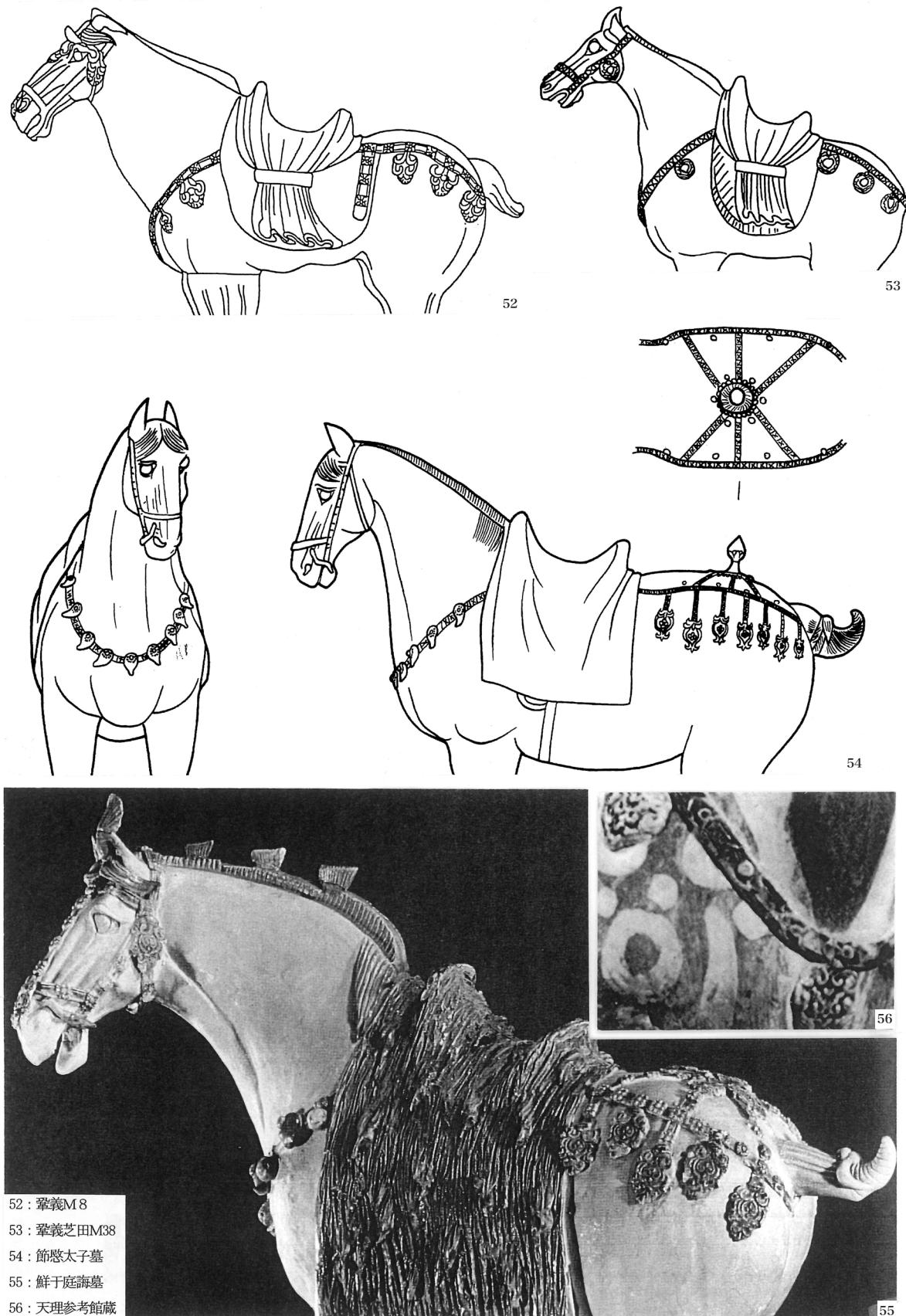
4群：雲珠なし、尻懸外周横帯のみで、垂飾なし（洛陽閻林車壠出土三彩俑 68）

このように、三懸について雲珠や杏葉などの垂飾品の数などによって分類した。そこで、部位ごとに組合せについて、代表的なものを提示していきたい。

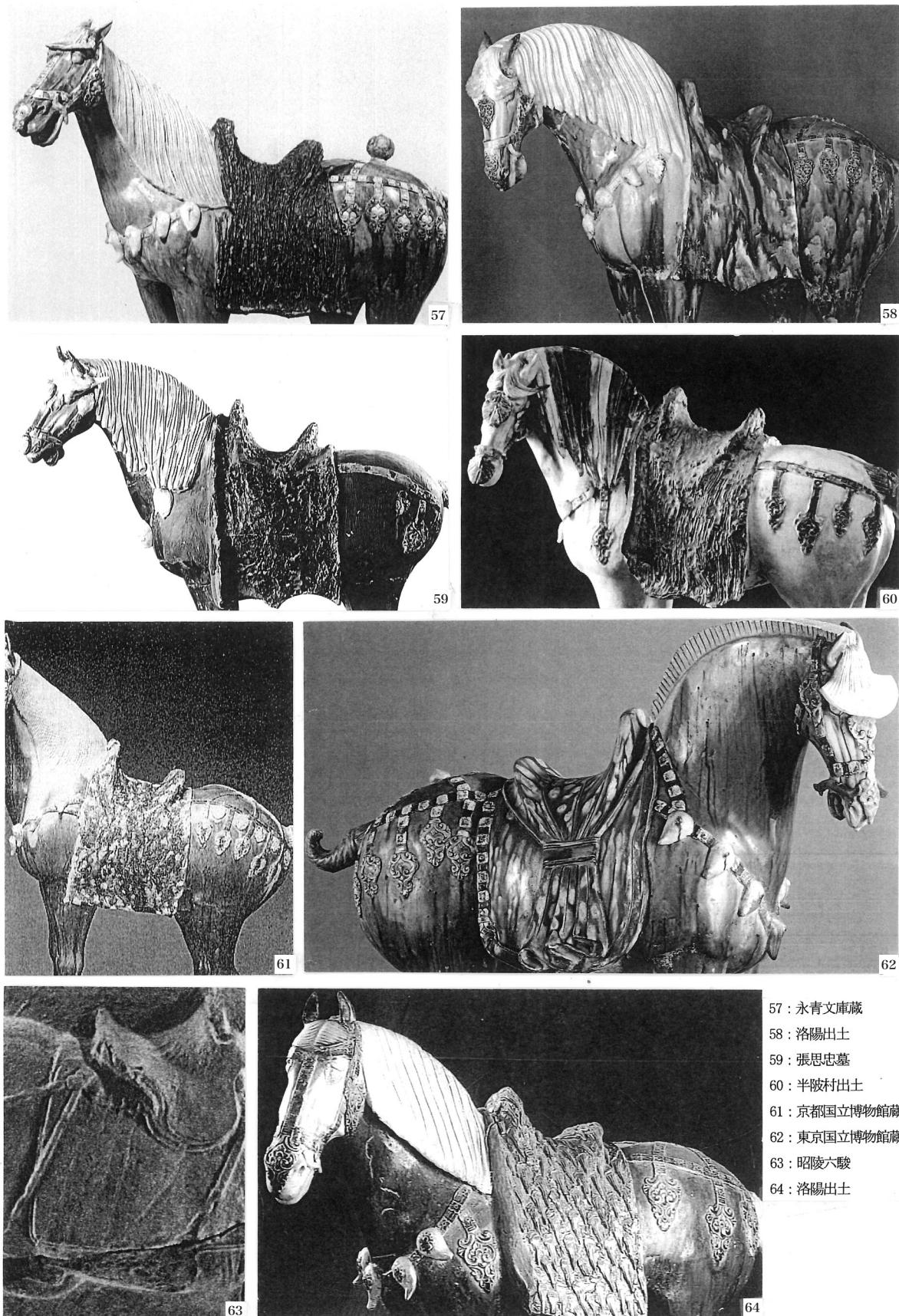
胸懸1群+尻懸1群 胸懸に貝・鈴、尻懸に雲珠・杏葉左右5枚以上という共通点で括ることができる。代表事例として、最も華美な馬俑に節愍太子墓三彩俑（54）と鮮于庭誨墓（55）を挙げられる。後者は尻上の懸交点にも杏葉を配し、尻懸の杏葉数が最も多い。東京国立博物館三彩俑（62）・永青文庫三彩俑（57）・西安南郊外M 31（8）は尻懸片面5枚杏葉で、京都国立博物館三彩俑（61）では尻懸片面10枚で、杏葉は尻外周横帯から直接垂下するものと帯で垂らして、杏葉を二段構成にする点も共通している。尻懸二段杏葉は米国シカゴ芸術学院三彩俑（73）などでもみられることから、杏葉枚数を多くする場合の配置型であったといえる。この尻懸構成と貝・鈴垂飾胸懸が組むのであり、胸懸1群+尻懸1群を一つの基本型と判断することができる。これに対して面懸は節愍太子墓三彩俑（54）で杏葉を付けず、鮮于庭誨墓三彩俑（55）では額に杏葉がなく、西安南郊外M 31（8）では鼻になく、東京国立博物館三彩俑（62）は頬・額・鼻の全てに杏葉が付く。このため、胸懸1群+尻懸1群に面懸杏葉の全体共通の基本型はないといわれるが、一類型として、胸懸に貝垂飾で、尻中心に雲珠か辻金具を持ち、尻懸外周横帯に縦帯がのびる永青文庫三彩俑（57）・鮮于庭誨墓三彩俑（55）・西安南郊外M 31三彩俑（8）などは、面懸の額と鼻間の鼻筋を結ぶ帯があり、この帯上に飾金具が密に付き、面甲に似た装飾である。最も華美な馬装の一群のなかで、馬装の一類型として把握することができる。



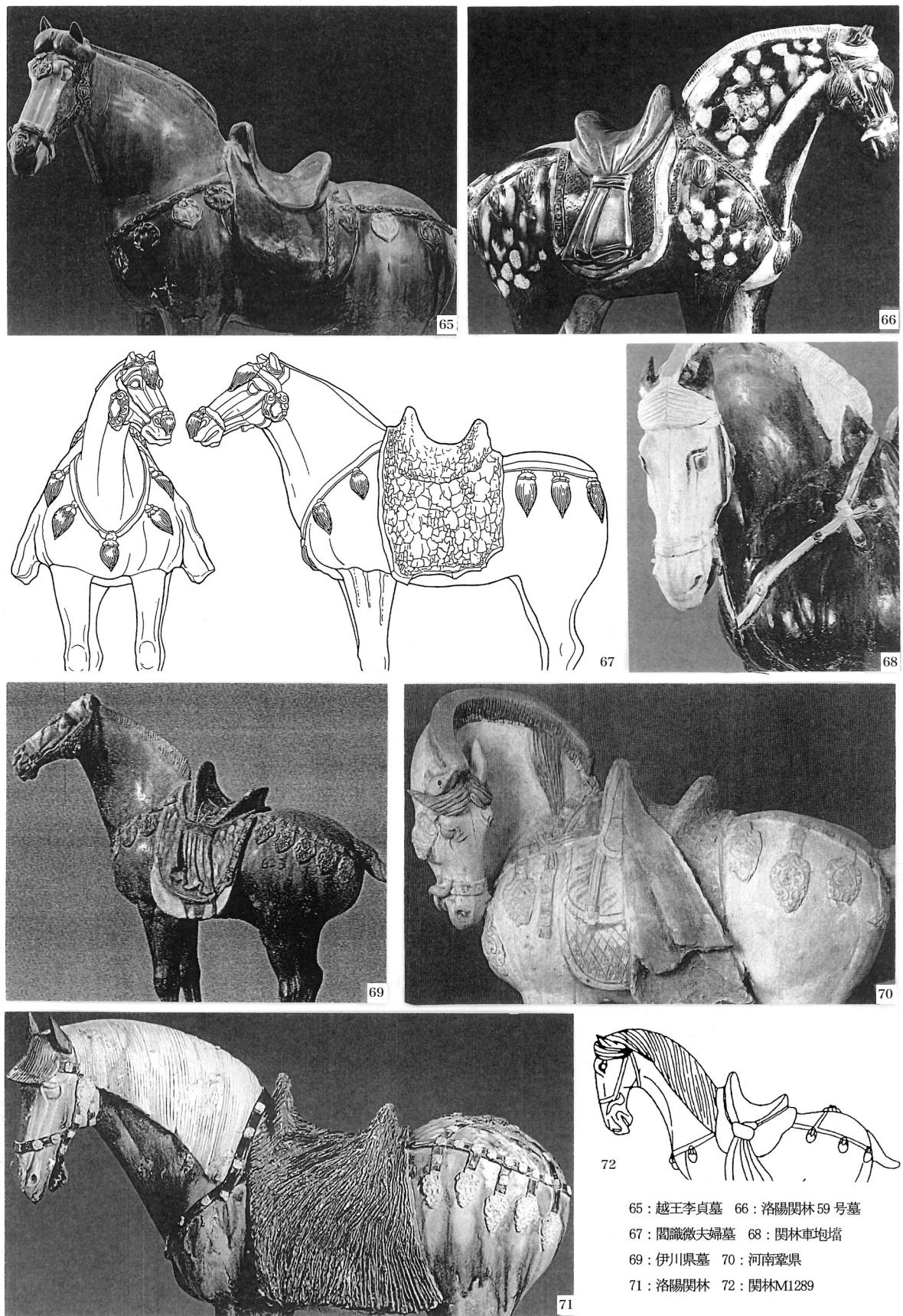
第5図 唐の装飾馬（5）



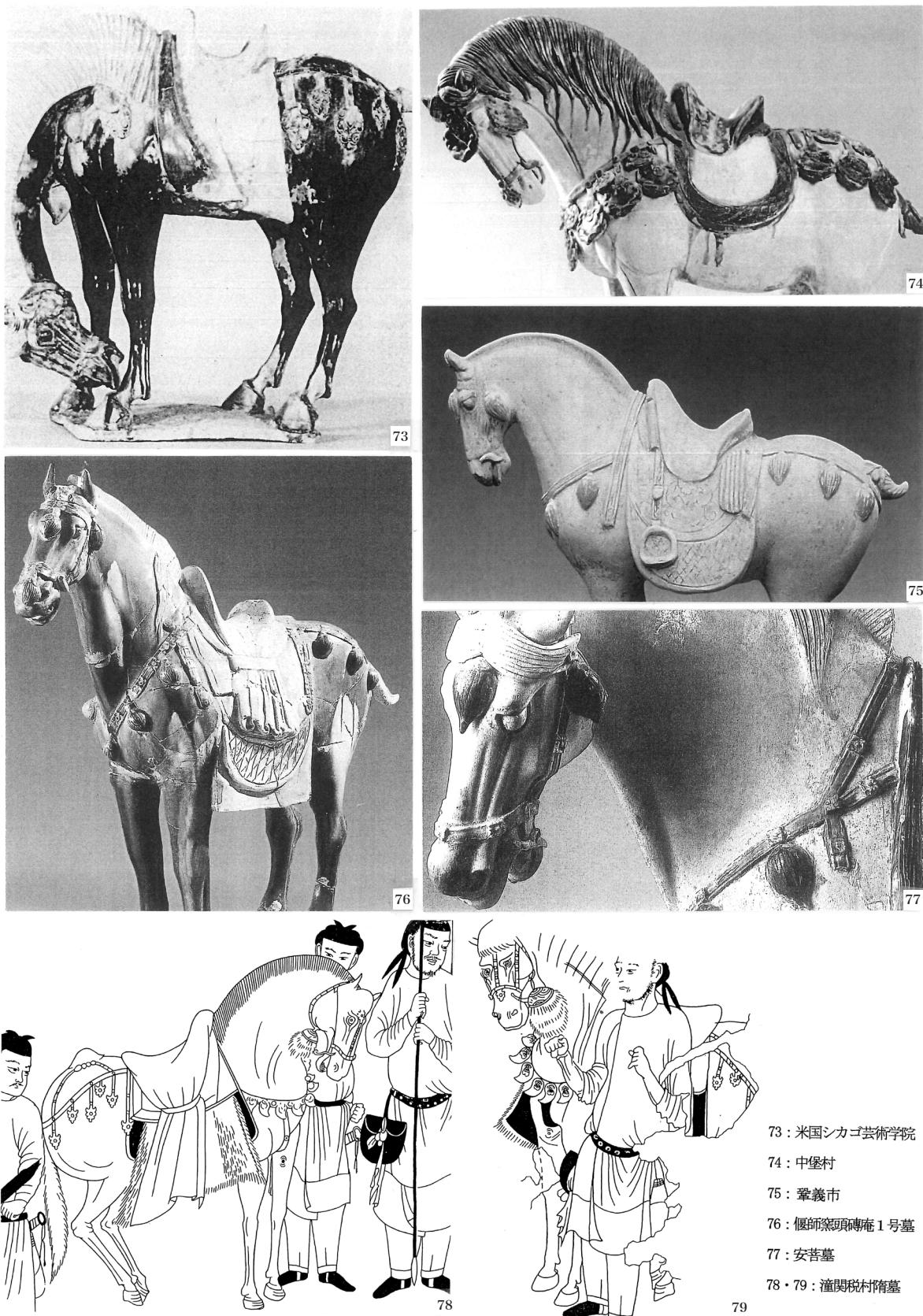
第6図 唐の装飾馬（6）



第7図 唐の装飾馬（7）



第8図 唐の装飾馬(8)



第9図 唐の装飾馬（9）

雲珠は節愍太子墓俑（54）と東京国立博物館俑（62）・永青文庫三彩俑（57）が蓮の蕾状であるが、洛陽出土俑や西安南郊M 31では帶交点の留め具か他の帶飾金具と同じである。

胸懸2群+尻懸2群 胸懸・尻懸ともに垂飾は杏葉のみである。胸懸の杏葉は左右面に各2枚、中心に1枚の5枚垂飾するものと、左右1枚、中心1枚で3枚垂飾が主体である。尻懸に雲珠がなくて、尻懸外周横帶のみで、左右各3枚杏葉垂飾が大半である。このため、胸懸3枚か5枚杏葉、尻懸6枚杏葉が本群の基本型といえるであろう。面懸は額帶・鼻帶・頬帶に杏葉垂飾する場合と鼻のみ杏葉を欠く場合が主体である。額・鼻・頬に杏葉、胸懸3枚か5枚杏葉、尻懸6枚杏葉が基本型とみられ、その事例として懿德太子墓三彩俑や鮮于庭誨墓三彩俑などを挙げることができる。尻懸杏葉の多いものでは、片面4枚杏葉の事例に節愍太子墓俑（11）、5枚杏葉の事例として洛陽出土俑などがあるが数少なく、主体となる組合せではない。

面懸では、鼻のみに杏葉が付かない事例として安菩墓三彩俑や北窯5号墓三彩俑などが挙げられる。一方、節愍太子墓三彩俑（12）の面懸では杏葉が頬にのみ付くものもあり、面懸の杏葉の有無と階層関係は薄い。このように、胸懸・尻懸の杏葉数には基本型があり、わずかに杏葉数の多い事例も確認できるが、群内の変異の範囲で理解できるであろう。一方、面懸は額・鼻・頬に杏葉が大半の俑に付くが、鼻には付かない場合も一定数確認できる。皆具を基本型とするが、鼻など一部の杏葉を欠くのもその変装の範囲と考えておきたい。

面懸2群+胸懸3群+尻懸3群 面懸・胸懸・尻懸に瓔珞を垂飾するものである。杏葉垂飾に比べると、三彩俑での数は少ないとみられる。胸懸の瓔珞5個と7個垂飾の場合があるが、基本型は5個のようである。尻懸の瓔珞は片面3個が基本型であろう。

面懸には、瓔珞が額・鼻・頬に付く場合が偃師窯頭磚庵1号墓俑（76）などにあるが、鼻に付けない安菩墓俑（77）や額に付けない場合もある。また、鼻・額に付けず頬のみもみられる。なお、各部位の組合せでは、面・胸・尻懸ともに瓔珞を付けることを基本型とするが、張思史墓俑（59）のように尻懸に杏葉、胸懸に貝、面懸に瓔珞という組合せや閻識微夫婦墓俑（67）のように瓔珞を垂飾の基本とするが、頬のみに杏葉を付ける場合も稀に確認できる。

（3）石刻馬による三懸垂飾品の組合せ（第10～12・14図）

これまで主に三彩俑によって、三懸の垂飾品の組合せをみてきた。しかし、三彩俑馬は壁画や石刻馬の装具と比べて華美に造られている可能性がある。このことを他の材料から馬装を検証することによって、唐の馬装の実態把握ができる。ここでは主に皇帝陵の神道に列する石刻馬の様相をみていき、三彩俑馬の馬装と比較していきたい。分類は、三彩馬俑に準じる。

面懸・馬面

1群：杏葉垂飾

1類：額帶・鼻帶・頬帶に垂飾（順陵 第4図34・橋陵1）

2類：額帶・頬帶に垂飾（順陵2）

3類：頬帶に垂飾（橋陵 第4図35）

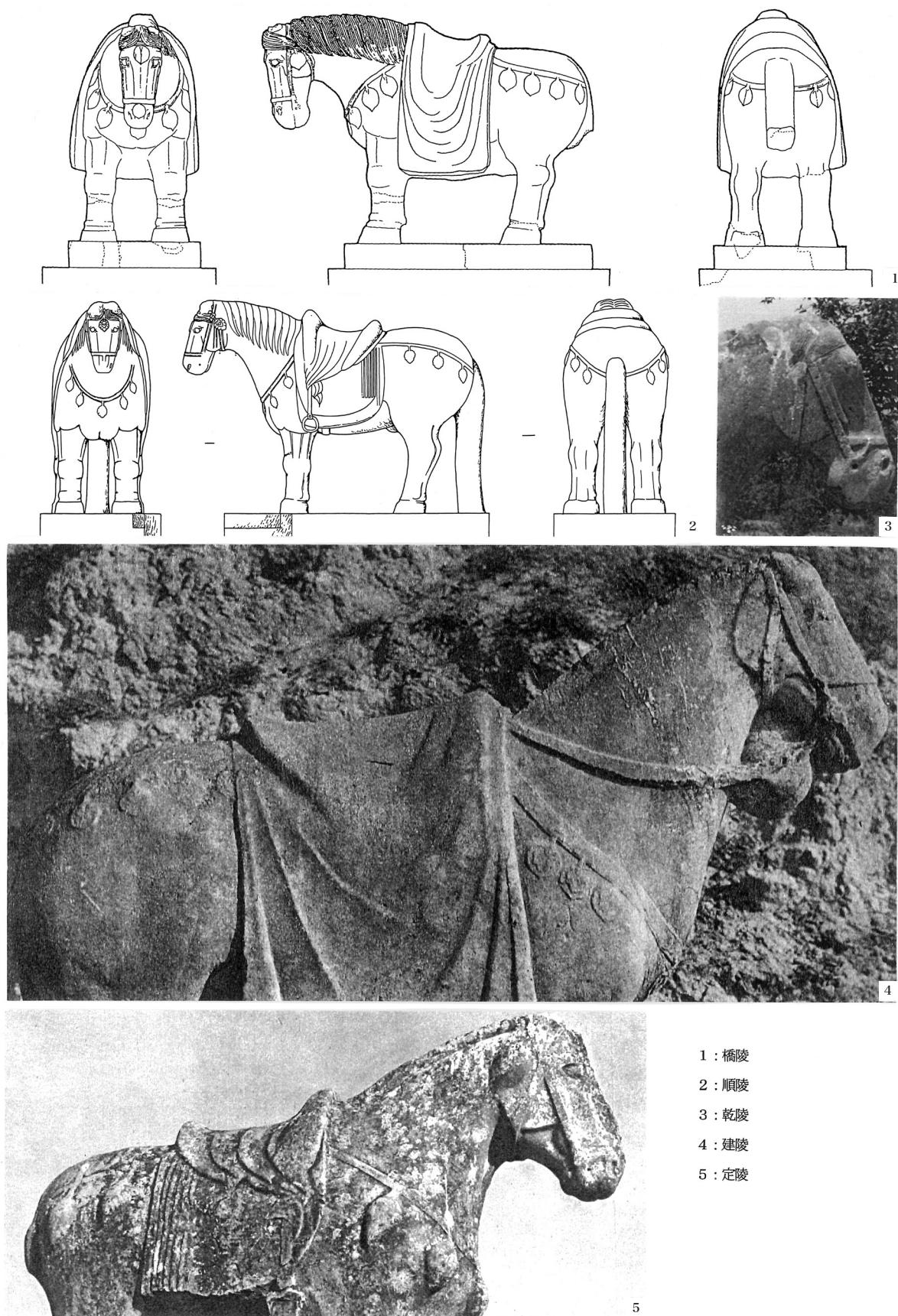
2群：瓔珞垂飾

1類：頬帶に垂飾（定陵5）

2類：頸帶に垂飾（建陵4・景陵12・貞陵20など）

3群：馬面（順陵17）

4群：垂飾なし（乾陵3）



第 10 図 唐の石刻装飾馬（1）

胸懸

1群：貝を垂飾（乾陵 6）

2群：杏葉を垂飾

1類：11枚垂飾か（泰陵 7）

2類：9枚垂飾（建陵 4）

3類：7枚垂飾（橋陵 1）

4類：5枚垂飾（順陵 2・橋陵 16など）

5類：3枚垂飾（順陵 第4図34・乾陵 13）

3群：瓔珞を垂飾

1類：7個以上垂飾（橋陵 19）

2類：6個垂飾（順陵 17）

3類：4か5個垂飾（定陵 5）

4群：垂飾なし（乾陵 22・景陵 12）

尻懸

1群：雲珠と尻懸外周横帯、杏葉垂飾（乾陵 6）

2群：雲珠なし、尻懸外周横帯のみで、杏葉垂飾

1類：左右に各杏葉5枚（建陵 4・21）

2類：左右に各杏葉4枚（橋陵 1）

3類：左右に各杏葉3枚（順陵 2・乾陵・橋陵など）

3群：雲珠なし、尻懸外周横帯のみで、瓔珞垂飾。左右に瓔珞各3個（定陵 5）

4群：雲珠なし、尻懸外周横帯のみで、垂飾なし（乾陵 22）

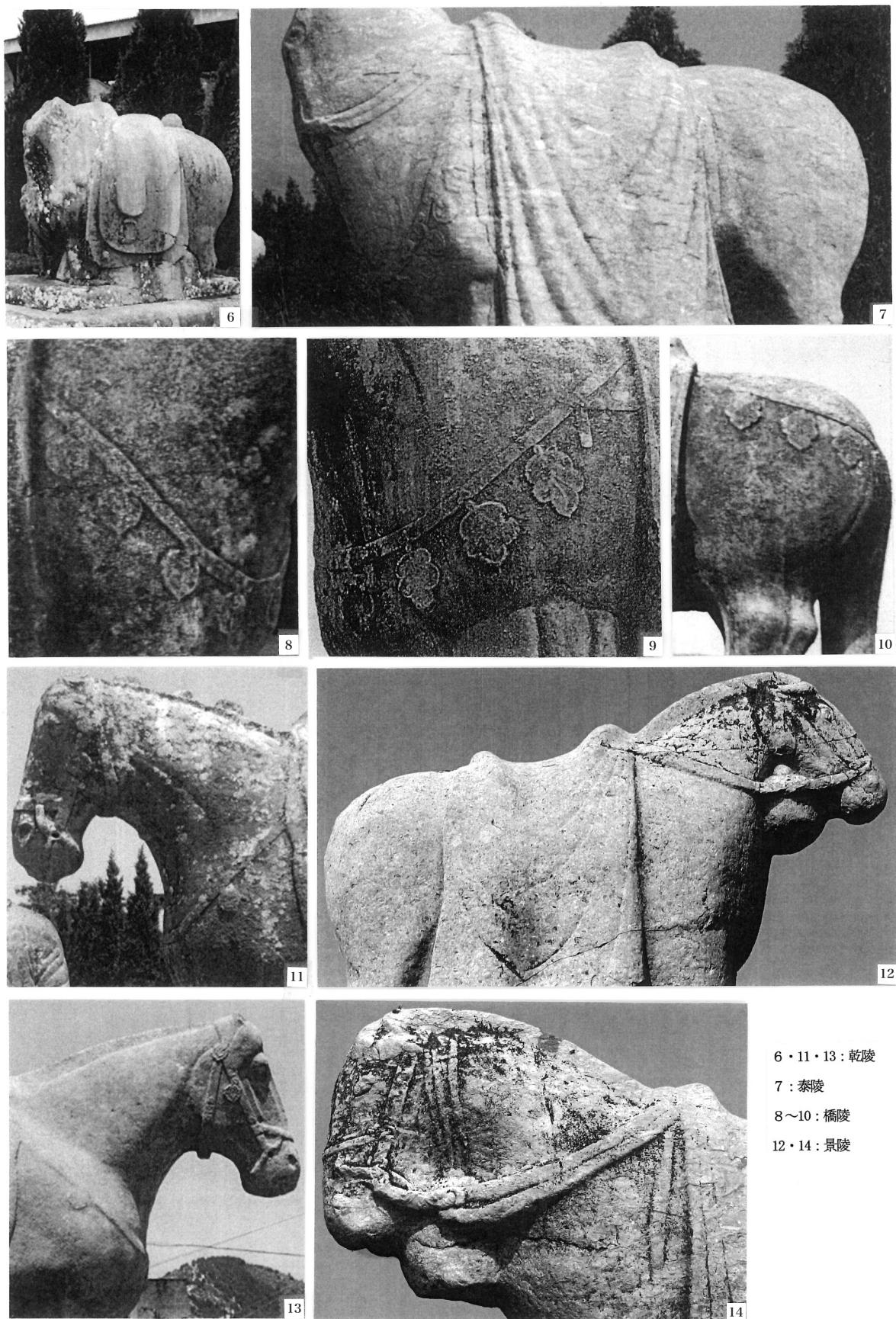
このように、皇帝陵などの石馬の装飾を分類した。全ての石馬について確認できていながら、唐18陵の南神道の石刻群を踏査・報告された茨城大学人文学部考古学研究室による報告書などからみた組合せの傾向をみていく。概略的に馬装の組合せの変遷をみると以下のようになる。

胸懸2群か3群+尻懸2群か3群 胸懸・尻懸に杏葉か瓔珞のいずれかで揃える。乾陵(684年)から橋陵(716年)の時期に主な組合せとなる。ただし、乾陵の石刻では多様な垂飾品が確認できるのも事実である。順陵(702年)や定陵(710年)でもこの組合せが確認できる。この組合せの時期が皇帝陵馬装の第1の時期である。

胸懸2群+尻懸2群+顎に瓔珞（面懸2群2類） 前時期の組合せに頸帶から大きな瓔珞が垂下することが加わる。泰陵(756年)や建陵(763年)の時期が相当する。また、胸懸・尻懸の杏葉の数も前時期よりも増加した石刻が多くみられる。馬装の加飾化が進んだ時期と評することができ、皇帝陵馬装の第2の時期である。

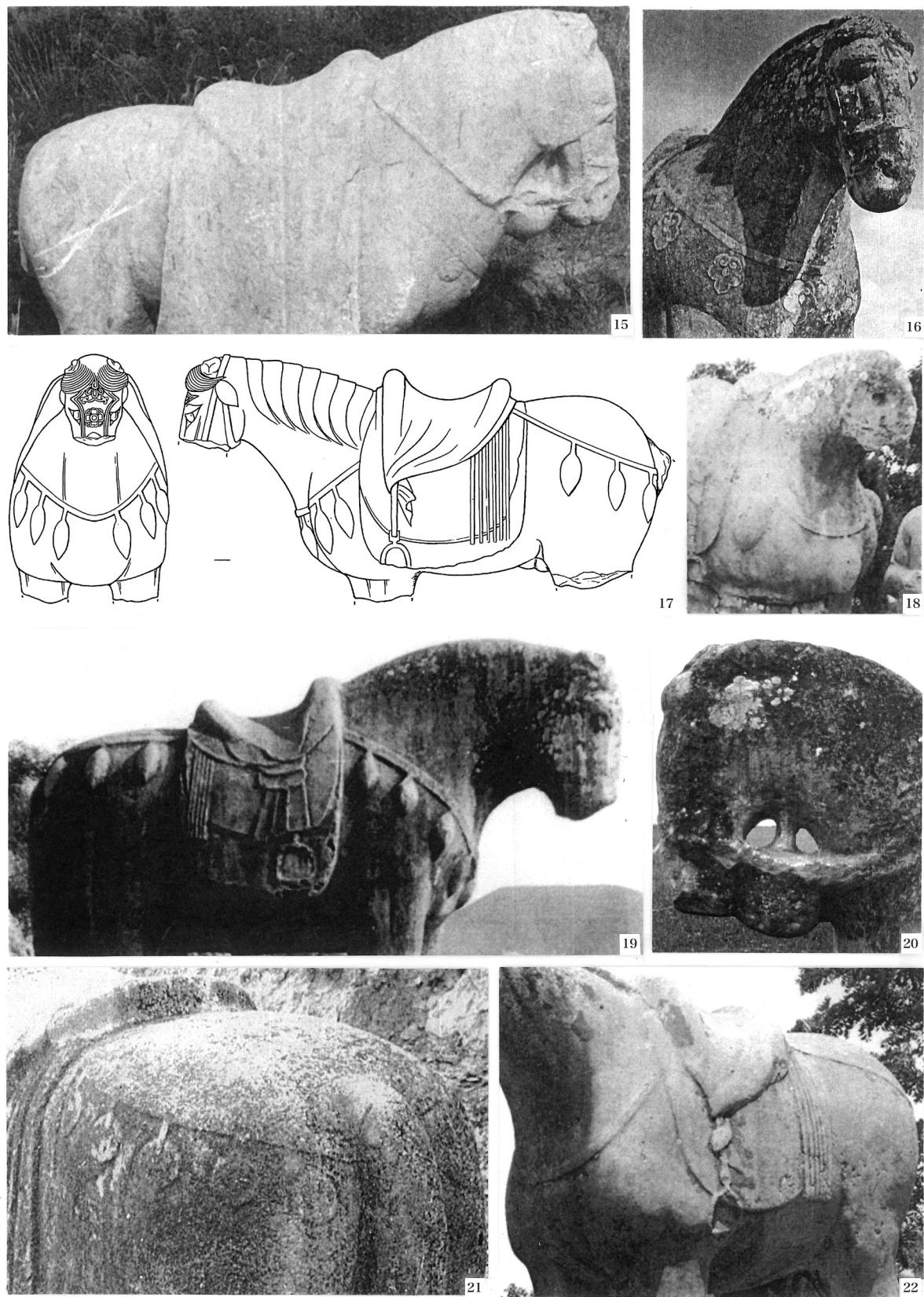
三懸に垂飾品なし・顎に瓔珞 景陵(820年)などである。ただし、これより下る靖陵(888年)などでは胸懸・尻懸に簡素な杏葉が付く石馬がある。第3の時期については、十分な検討が必要であるが、馬装に大きな変化があったことは理解できる。

そして、主に盛唐期の三彩馬俑と比較することが次の課題となる。まず、石刻馬で杏葉・瓔珞を垂飾する場合には、いずれかを三懸に用い、胸懸に杏葉、尻懸に瓔珞という組合せはない。この点は、三彩馬俑でも胸懸1群3類とした胸に貝を垂下する場合は、帯の両端に杏葉を配する型があるが、この事例は極めて少なくて、三彩馬俑・石刻馬ともに三懸には同じ垂飾品を用いる場合が多い。このうえで、確認できた石刻馬の垂飾品の数をみると、胸懸には杏葉か瓔珞左右に各3か5枚(個)、尻懸には左右各3枚(個)、左右で6枚(個)



第11図 唐の石刻装飾馬（2）

6・11・13：乾陵
7：泰陵
8～10：橋陵
12・14：景陵



15 : 泰陵 16・19 : 橋陵 17 : 順陵 18・22 : 乾陵 20 : 貞陵 21 : 建陵

第12図 唐の石刻装飾馬(3)

が最も多くて、垂飾品数の基本型といえるであろう。これは三彩馬俑で確認できた垂飾品の数と概ね同じである。三彩馬俑で胸懸1群・尻懸1群として胸に貝や鈴を垂れ、尻懸に雲珠とそこから周帶に繋がり、杏葉を垂下させる一類型がある。乾陵の東鞍馬（6）では胸に貝、尻の中央に雲珠、外周に杏葉を垂飾することから、胸懸1群・尻懸1群三彩馬俑と同じ馬装である。このため、このような馬装が皇帝儀仗に列していたことが十分考えられる。

ところで、石刻馬の装飾も群・類に分別したように、多様なものであったが、儀仗のうえでの意味が問題になる。皇帝陵は牽馬が列して儀仗していることからその位置に違いがあるのかみてみる。乾陵では東鞍馬列では杏葉・瓔珞・胸懸貝十尻懸雲珠と杏葉となり、第5の馬は欠けているが、東列を参考にすれば垂飾品のないものもある。このように同じ馬列で馬装が多様な場合がある一方で、下って建陵では、左右5匹の馬は胸懸・尻懸に杏葉で頸に瓔珞を付ける馬装で共通している。順陵では東西に石馬が配され、北神道の東西2石馬は三懸に杏葉を垂飾するが、東馬は胸懸に杏葉5枚と額・頬に付け、西馬は胸懸に杏葉3枚と額・頬・鼻に付け、枚数や垂飾位置が異なっている。東西3石馬は瓔珞を尻懸に両面に各3個、胸懸に6個と頬に付け、馬面も着装して共通している。

皇帝陵について、乾陵では神道石刻が定式化するが、個々については形態が確立しておらず、泰陵段階に確立するというト部行弘氏の指摘もある（ト部 2010）。馬列内における馬装の変異は儀衛上の許容範囲と考えておくべきであろう。そして、盛唐期を中心とした三彩馬俑と皇帝陵のうち乾陵や橋陵の石刻馬装の基本型が同じであることから、石刻馬の胸懸2・3群+尻懸2・3群が唐朝廷の儀仗馬装の基本型であったことが指摘できる。

（4）壁画の馬装（第13・14図、第1表）

壁画の馬装は、三彩馬俑や皇帝陵の石刻馬に比べると数は少ないが、馬装を壁画の場面や墓主の階層と係わらせて検討してみる。数も少ないため、分類は行わずに壁画の場面ごとに説明する。

儀仗図 立ち姿勢で儀衛する隊とともに馬隊が列する。太子・公主・皇族や三品以上の高官の壁画に儀仗馬が描かれている。667年の太宗の貴妃韋氏墓の牽馬（1）には三懸に金装とみられる飾金具を付ける。馬の大腿部に垂下する革帶もあり、金具は楕円形や菱形に描かれている。永泰公主墓の牽馬は儀仗隊の最後尾にあり、轡・鐙（第2図14）は金装で、三懸には3～4個単位で金色飾金具が付くが、杏葉や瓔珞はない。蘇君墓（2・3）は総章元年（668年）から開元元年間（741年）頃までの間と報告されている。壁画に描かれた戟の数が『唐会要』に記載された数から三品以上の墓主と判断できる。墓道東壁で儀仗隊の後ろに鞍・鐙と尻懸に片面3枚の垂飾品を付けた馬がいる。

出行図 車輿と儀仗隊が描かれた図で、出行する前や移動中の様子を表現する。李寿墓（631年）墓道壁画（4）は騎馬隊の最後尾に墓主を待つ馬がいる。馬には垂飾品などではなく、正一品淮安靖王の李寿が乗る馬装がわかる。663年の新城長公主墓では東壁（第1図10）に墓主の乗る担子があり、この前に2匹の牽馬がある。前方の馬には頸に瓔珞が付き、後方の馬には尻に雲珠と6方向にのびる縦帯がある。雲珠脇の球体は鈴であろうか、帯には淡褐色の方形飾りがあり、金装の帶飾りとみられ、永泰公主墓の馬装でも確認できる。706年の懿德太子墓の出行儀仗出行図（8・9、第2図18・19）は儀衛者の数からみ最大規模の儀仗で、太子の大朝の場面という見解（王1973）もある。ここでは車隊の前に歩騎の儀衛や牽馬がいるが、騎乗馬も牽馬も三懸に飾金具や垂飾品はない。724年の惠庄太子墓（第3図22）では車輿の脇に沿う騎馬隊があり、紅馬の尻懸帯に飾金具があるが、垂飾品はない。韋君夫人胡氏墓（6・7）は開元13年（725）の壁画で、第

第1表 唐墓壁画の馬装

場面	時期	墓主名	品級等	壁画位置	騎乗・牽馬	三懸装飾品
儀仗図	667年	韋貴妃	太宗貴妃(正一品)	第一天井東壁	牽馬	面懸・胸懸・尻懸に金飾金具
	667年	韋貴妃	太宗貴妃(正一品)	第一天井西壁	牽馬	面懸・尻懸に飾金具か
	706年	永泰公主	公主	墓道東壁	牽馬	金轡・金鎧・金色帶飾金具
	668~8c前半	蘇君	三品以上	墓道東壁	牽馬	尻懸に杏葉(片面3枚)
出行図	631年	李寿	正一品	第一過洞東壁	牽馬	垂飾品・帶飾りなし
	663年	新城長公主	公主	墓道東壁	牽馬	鈴付き雲珠・尻懸に方形金色飾金具、頸に瓔珞
	706年	懿德太子	太子	墓道東西壁	騎乗・牽馬	垂飾品・帶飾りなし
	724年	惠庄太子	太子	墓道東壁	牽馬	尻懸帶に飾金具
	725年	韋君夫人胡氏		第一過洞・第一天井東西壁	牽馬	胸懸に3か5枚の杏葉、尻懸片面に3枚の杏葉
	742年					
	727年	李邕		第一天井東壁	牽馬	尻懸に桃形杏葉(片面3枚)か
行進図	706年	安国相王婦人唐氏	睿宗孺人	墓道東壁	牽馬	尻懸に瓔珞2個以上
馬球図	710年	節愍太子	太子	墓道西壁	騎乗	黄褐色杏葉を胸懸に3個枚(2+1)、尻懸に片面3枚
樹下騎乗図	727年	韋慎名	從三品・正二品	墓室西壁	騎乗	尻懸に黄褐色杏葉片面3個
婦人騎乗図	740年	豆盧貴妃	睿宗貴妃(正一品)	後甬道西壁	騎乗	胸懸に赤色瓔珞3個以上
駝馬人物図	7c後半~8c初	不明		墓室北壁	牽馬	胸懸に瓔珞3個か、尻懸に片面3個

一過洞壁に描かれている。西壁では墓主を乗せた牛車と侍衛の騎乗者がおり、その前に2匹の牽馬が配される出行儀仗図である。胸に垂飾品を付け、尻懸には片面3枚の杏葉がある。東壁では尻懸に片面3枚、胸懸は5枚の杏葉を下げる。727年の李邕墓では出行儀仗隊の後ろに白馬と牽引者がいる。馬には尻懸に桃形の杏葉が片面に3個付いている(第3図24)。

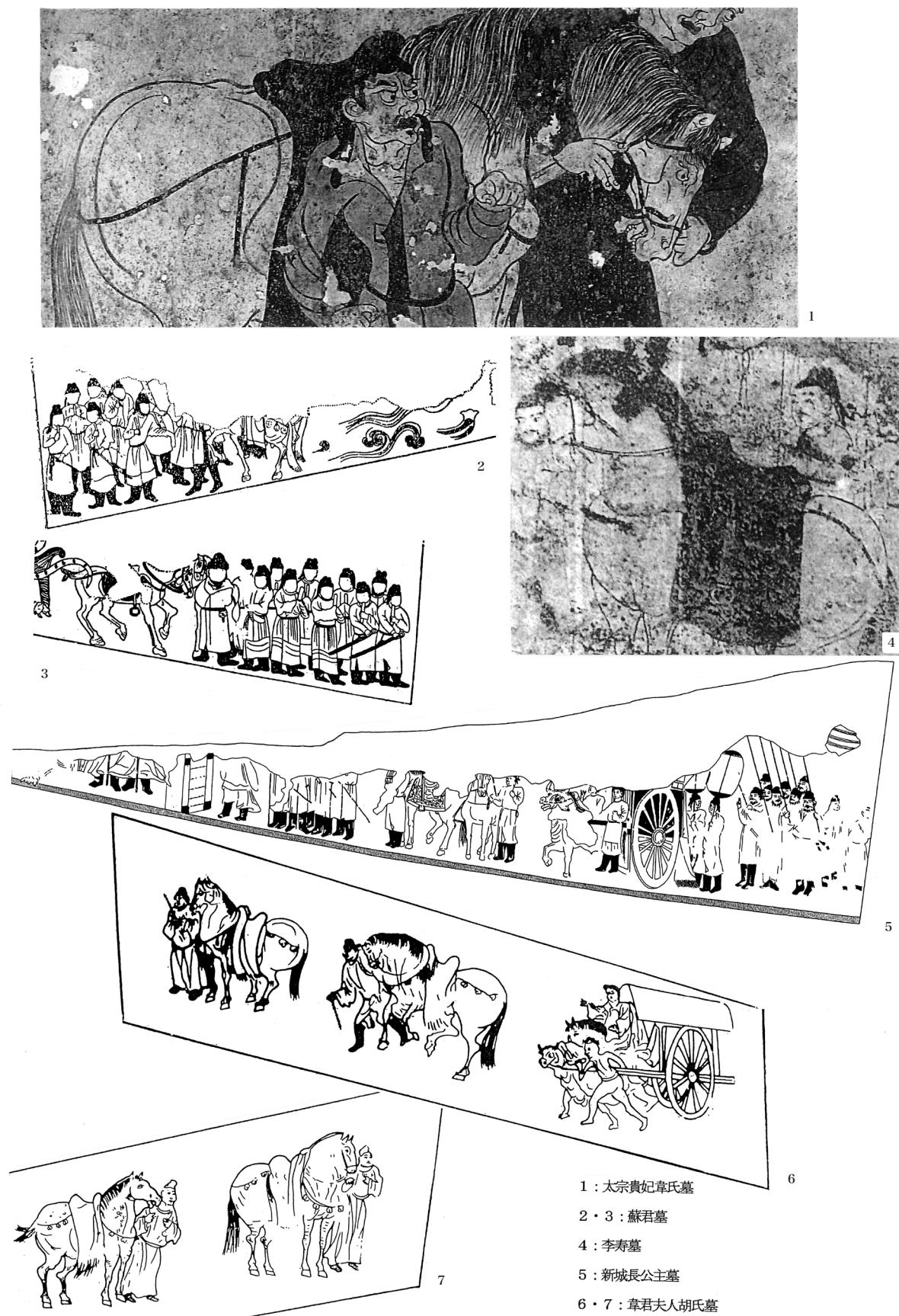
これらの儀仗図や出行図は墓主の生前の儀仗状況を反映しているとみられることから、儀仗の馬装を考察しやすい。時期的な変化をみると、7世紀後半の新城長公主墓や太宗貴妃墓でも垂飾品はなくて、帶に金飾板が付くのみである。725年の韋君夫人胡氏墓や727年の李邕墓の儀仗馬に杏葉が付くようになる。706年の安国相王(即位後の睿宗)孺人唐氏墓道東壁牽馬図(第5図41)では胸懸・面懸に垂飾はないが、尻懸に瓔珞が付く。この壁画には門衛がおり、儀仗隊が描かれていないが、報告の考察をされた慕鵬氏は出行図とする。車輿が描かれておらず断定できないが、皇族の儀仗に係わることは理解できる。

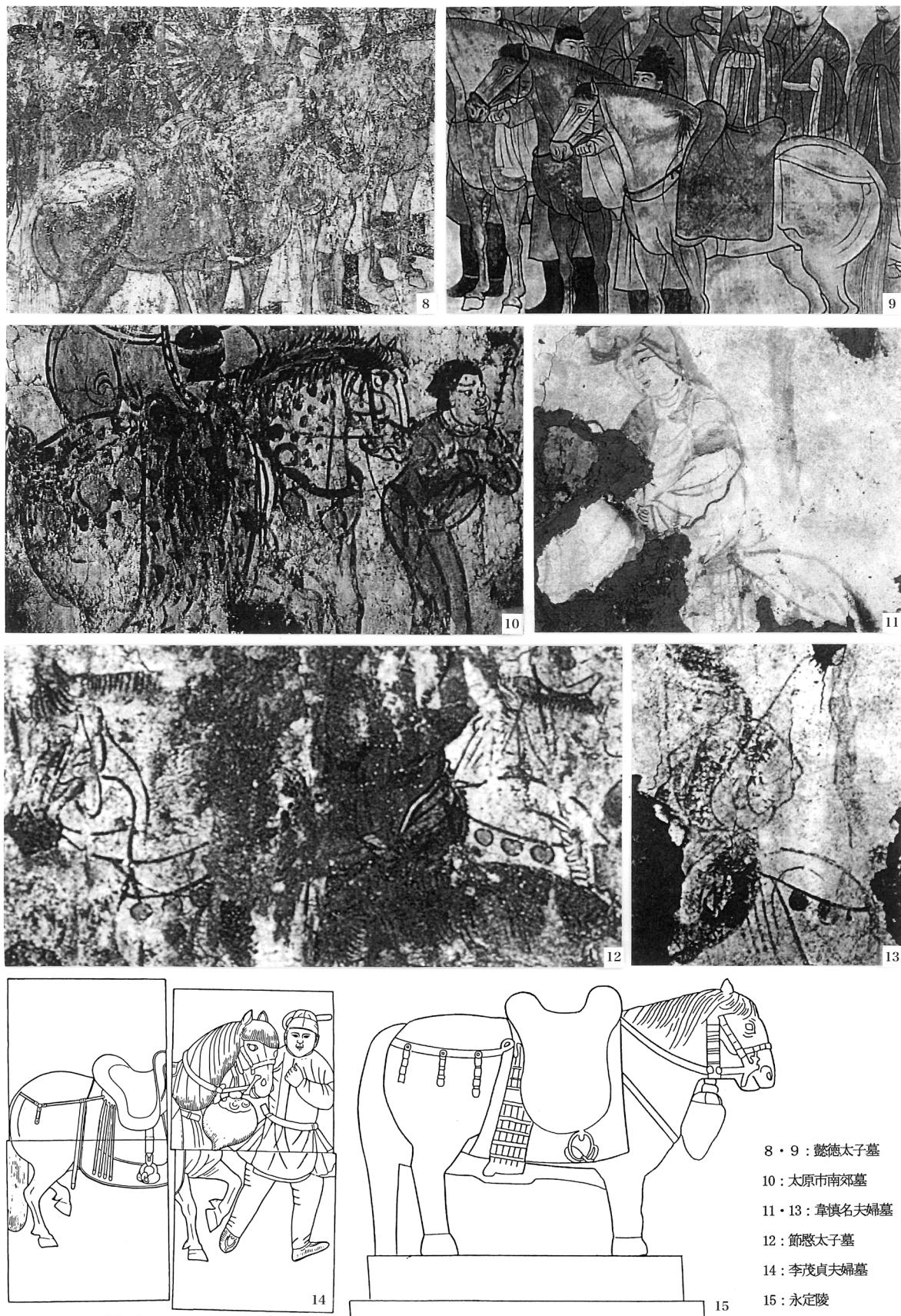
このようにみると、皇族や高官の儀仗図では8世紀前葉以降に三懸に杏葉などが確認できるようになる。しかし、隋代にも604年から606年頃で太子級の墓という潼関税村墓(第9図78・79)の墓道壁には面懸の額帶に杏葉で、頸に瓔珞、胸懸に貝、尻懸に雲珠と長短に垂下する杏葉が片面6枚付く最も華美な馬装が描かれている。全体的には華美な馬装が簡素化する過程とみるべきであろう。

その他の場面 710年の節愍太子墓(12)では白馬に乗り馬球をする者が描かれ、胸両側に各2枚、中心に1枚の杏葉、尻懸片面にも3枚の杏葉を付ける馬がある。韋慎名夫婦墓は開元15年(727)と開元24年(736)葬で、慎名は銀青光祿大夫(從三品)彭州刺史(從三品)上柱国(正二品)である。墓室壁画に樹下で騎乗する仕女が描かれ、尻懸に黄褐色の垂飾品を片側3枚付け(11)、その色から金製か金銅製杏葉であろう。地方では、7世紀後半から8世紀初め頃という太原市南郊墓(10)での墓室に駱駝と馬牽きが描かれている。馬には胸懸に3個とみられる瓔珞、尻懸にも3個の瓔珞が付くが、面懸には垂飾品はない。

(5) 着甲馬装

騎乗する馬装は、牽馬と異なる場合がある。懿德太子墓(第1図3)や万県唐墓の騎馬俑(第1図5)では馬面・馬甲を着ける。重装の馬甲の俑は初唐期に限られるが、北宋の『武経総要』にも馬甲が描かれてお





第14図 唐・五代・北宋 壁画等の装飾馬

り、中国では日本の平安時代に併行する時期までも馬甲があったことがわかる。この馬甲では杏葉や瓔珞は付けない。懿德太子墓の馬甲では馬の首や甲裾に団花文を表現しており、錦織を縫い付けたと判断することができる。馬甲を着ない軽装騎兵の俑には、馬の装飾は少ない。節愍太子墓で兵士が騎乗する馬に毛皮の轄が表現されるのみである。この墓の俑群は、東宮鹕簿の随行人数と文武官の俑数がほぼ一致するという（王1979）。

2 唐の装飾馬の実態と階層関係

これまで、三彩俑・石刻・壁画の装飾馬についてみてきた。ここでは、これらをまとめて唐の儀仗に列する装飾馬の実態と馬装についても階層関係が存在するか検討していく。戟については、その数と品級関係が明確に規定されていることから、范氏をはじめ諸氏によって検討されている（范2001）。馬具に関しては、孫機氏が唐廷では四品以下には鞍轡の装飾や闇装一にぎやかな装い一は用いられず、高官のみに許されたと指摘している（孫1993）。俑は各自で購入するため、馬俑の装飾が墓主の品級と一致するのか明らかではない。一方、壁画は墓主の生前の生活を反映するといわれることから、この課題を検討するには有効である。

（1）皇帝

皇帝陵の神道に列する石像については、大朝会と係わると考える説（陳2001・来村2001）や陵墓前の儀仗・儀衛とする説（張2010）などがあるが、いずれにしても唐朝廷中枢における皇帝への儀衛を表現する。この立場の基に儀仗馬装をみていく。

皇帝陵神道に列する石馬は輪鎧・鑣轡・唐草文杏葉や瓔珞・鞘を付ける。概括的な変化をみると、乾陵（684年）から順陵（706年）、定陵（710年）頃までに、胸懸2群か3群・尻懸2群か3群が基本型になる。ただし胸懸・尻懸ともに垂下する杏葉や瓔珞の数は3枚（個）以上で、数の開きは大きい。このうち最も多いのは雲珠なしで、胸懸に杏葉か瓔珞5枚（個）、尻懸片面に3枚（個）が最も基本的な型である。

最も華美な馬装は、蓮の蓄形の雲珠が付き、ここから縦帯が尻外周横帯に繋がり、ここに多数の杏葉が垂下する。胸懸には貝を付ける乾陵東鞍馬のような装具もある。このような馬装は盛唐期の三彩馬俑でも一定数確認できる。7世紀後葉から8世紀前半の三懸垂飾の基本型の一つと理解することができる。

この雲珠や胸懸貝付きの馬装は、隋代にも確認でき、604～606年頃で太子級の墓と報告されている潼関税村墓の墓道壁画にみることができる。この壁画には面懸の頭帶や鼻帶に杏葉、頸に瓔珞、胸懸に貝、尻懸中央に雲珠、ここからのびる尻外周横帯の片面に長短帶付き杏葉が6枚ある。このため、唐代前半において最も華美な馬装は隋代から継承したものと判断することができる。この頃までが唐皇帝陵馬装の第1の時期である。

8世紀前半までの馬装に頸の瓔珞は盛行しないが、泰陵（756年）や建陵（763年）には頸の瓔珞が盛行し、胸懸・尻懸の杏葉数も増す。これが8世紀後半の基本型と判断され、第2の時期であるが、頸の瓔珞は、隋代から確認することはできる。

9世紀になり景陵（820年）などでは三懸に垂飾品がなくて、頸に瓔珞が付くのみの事例が多く、垂飾品が衰退する。靖陵で垂飾品が前時期の基本型がみられるが、この後の五代や北宋と比べると垂飾品の衰退化は指摘できる。五代の李茂貞（唐秦王忠敬）墓（924年）の庭院東耳室の牽馬浮彫図は大きな頸瓔珞と鞘などを付けているが杏葉は付かない（第14図14）。北宋の皇帝陵の石刻馬も『北宋皇陵』に載る石刻馬をみると永昌陵（977年）から永定陵（1022年 第14図15）やその皇后である章献明肅皇后陵（1033年）まで杏葉は盛行せず、頸瓔珞と尻懸に帶を複数垂下するのみである。ただし、それ以降の皇帝陵・皇后石刻

馬では永昭陵（1063年）石刻馬のように尻懸・胸懸に帶と杏葉や瓔珞を交互に垂下させる。唐の9世紀代が北宋前半の11世紀前半が類似した儀仗の馬装であり、馬装の一時期として画することができ、第3の時期とみることができる。

（2）皇族

鞍・鐙・轡などは皇帝陵の石刻馬と同じである。牽馬での儀衛の際には鞍狀で鞍を覆うことが皇帝陵の石刻馬でも一般的にみられる。懿德太子墓の牽馬列や永泰公主墓の列戟前の牽馬儀衛でも鞍を覆っている。

墓室壁画に儀衛図があり、この中に儀衛や輿の前後に騎馬や牽馬がいる。最も大きな儀衛図は懿德太子墓の墓道の図である。この図の性格に関して、王仁波氏は大駕鹵簿と太子大朝会の場面の2つの説を紹介し、太子大朝会儀仗図とする（王1973）。一方、范淑英氏は唐墓の出行図を外出儀仗と門前儀仗を儀衛図と定義する（范2001）。輶車などの移動用具も並んでいることから、外出鹵簿を反映するという考えを支持したい。なお、沈睿文氏は唐墓副葬品で人が騎乗しない馬は『新唐書』儀衛志に記載される「誕馬」とし、出行儀仗中の備え馬・替換用の馬と推測している（沈2008）。さらに、御馬は皇帝出行鹵簿の専称とする。『通典』卷107所載の開元禮纂類二序礼中における大駕鹵簿の列でも、皇帝の乗る玉輶と騎乗護衛の前方において、幡とともに御馬24匹が左右に列する。玉輶の後方にも団扇や蓋が並び、この中に御馬が列する。また、皇太子鹵簿でも金輶の前方で鉦鼓とともに誕馬が10匹、金輶後方にも扇や蓋とともに誕馬が配される。

このように、儀衛の規定では騎乗馬と牽馬とは明らかに区別されていることが確認できた。ただし、壁画・俑などで騎乗馬と騎乗しない牽馬と比較すると、概して騎乗馬には杏葉や雲珠・瓔珞などの装飾は少なくて、飾馬とはみられない。一方、牽馬は装飾が華美な馬が多く確認できる。沈氏の指摘のように予備であれば、騎馬・牽馬ともに同じ装馬になるべきであろう。

このように壁画の性格を踏まえた上で儀衛図をみると、最大規模の儀仗を描く懿德太子墓（706年）の壁画は、城牆と闕楼と儀仗隊が城から出て行進する様子を示す。儀仗隊は歩行隊・騎馬隊・車隊などからなり、車隊は3基の車輶に3疋の馬からなり、これに儀仗の蓋や旗が加わる。ここでも、やはり騎馬儀仗と馬（御馬）は別隊として構成されている。牽馬の装具をみると、鞍を乗せるが、杏葉や瓔珞などの装飾はない。一方の騎乗馬は豹柄の障泥と鞘があるが、ほかに装飾はなく、比較的質素な儀仗馬である。

新城長公主墓（663年）では墓主の載る牛車や檐昇の前で、門衛や歩行の前儀仗の次に牽馬が列している。墓主に接して馬隊が配置されるのは、儀衛数は少ないが、懿德太子墓の儀仗隊配置に類似する。東壁の馬装は頸に瓔珞を付け、障泥の縁に唐草文がある。後方の馬の鞍には金装の方形飾を貼り、雲珠が付く（第1図10）。永泰公主墓（706年）東壁儀衛壁画では戟前に金装輪鎧と金装飾の鞍を付けるが、杏葉なしの馬装である（第2図14）。鞍の後ろからは6本の鞘、口には金装の鏑を付けている。少し下った惠庄太子墓（724年）の墓道東壁では、車輶の前に騎馬隊が列し、紅馬には鞘が垂下するが、装飾は少ない。

このように、鹵簿の配列や太子・公主の儀衛図をみると、騎馬隊と牽馬隊は別隊に編成され、牽馬隊は旗や蓋とともに主の乗物の近い位置に配置されていたことがわかる。馬装は金装鎧や鏑、三懸に瓔珞・金装飾金具を付け、唐草文錦織や豹皮の障泥の馬装で儀衛としたことがわかる。しかし、全てを備える馬装はなくて、杏葉は低调である。

壁画により太子・公主級の儀仗や出行儀仗の際の装飾馬と皇帝陵の儀仗石刻馬を比較すると、7世紀後半から8世紀前半では明らかに太子・公主級の方が、馬の装飾が少なく、皇帝儀仗の方が華美である。この時期の儀仗馬装に階層関係があった可能性も残るが、睿宗貴妃豆盧氏墓（740年第5図42）でも胸懸に紅色の

瓔珞が3個以上垂下する馬装の基本型である。さらに、安国相王（即位後の睿宗）の馬装や後述の韋慎名墓をみると、馬装の基本型に近いことから、皇族の儀仗馬でも皇帝儀仗と同じ馬装の基本型を採り入れていたようである。

（3）高官

墓葬壁画で騎乗・牽馬を含めて馬装が描かれるのは、結論からすれば三品以上である。既に孫機氏が四品以下には鞍轡の装飾や闇装は用いず、高官のみに許されたと指摘するが、このことを再確認した。李寿は631年葬で、司空（正一品）上柱国（正二品）淮安靖王（正一品）、韋慎名は727年葬で、銀青光禄大夫（従三品）彭州刺史（従三品）上柱国（正二品）である。これら高官の儀仗馬装は7世紀前半の李寿墓では質素であるが、後半から8世紀前半の咸陽蘇君墓（第13図2・3）や韋君夫人胡氏墓（第13図6・7）の出行儀仗図では杏葉を胸懸に3から5枚、尻懸に片面3枚付けている。これは、皇帝陵石刻や貴妃など皇族でも用いられる垂飾品の基本型である。このため、三品以上の高官の儀仗は皇帝や皇族の儀仗に準じた馬装としていたと判断することができる。

この見解に立つと、終生無官の張思忠墓（703年）で、皇帝陵石刻馬や皇族・高官の馬装基本型に当たる三彩馬俑が出土していることから（第7図59）、三彩馬俑や加彩馬の加飾が実態を反映するのか考えると、俑副葬者の生前における馬装の実態を十分反映しているとは考え難い。庶民の副葬俑は皇帝・高官儀仗の実態やそれをやや加飾化した芸術品と評価することもできる。

『新唐書』車服志所載の文宗が下した儀制令に準じた詔では、「外命婦一品、二品、三品乗金銅飾犢車，檐昇以八人，三品以六人 四品、五品乗白銅飾犢車，檐昇四人 胄吏、商賈之妻老者輦輿車，兜籠昇以二人。度士、戶部、塩鐵門官等服細葛布，無紋綾，綠闇銀藍鉄帶，鞍、轡、銜、鐙以鎰石。未有官者，服粗葛布、官絣，綠銅鉄帶，乘蜀馬，鉄鐙。」とする。一品から三品は金銅飾の車、四品・五品は白銅飾の車、度士などの官人は鞍・轡・銜・鐙が鎰石（良質銅）、未官者は鉄鐙と品級などに応じた乗物の等級を定めている。

これまでみてきた馬装は犢車の飾ではないが、皇族・高官の馬装に金が用いられていることから、この規定のように色と階層が関連しているであろう。

（4）木俑馬装の階層性（第3・4図）

実用の轡・鐙と墓に副葬された木馬の装具がある。実用轡・鐙の材質は鉄地金装（史思明墓）、鉄地銀装（陝西省藍田）、銅製（陝西新筑郷）がある。藍田の穴蔵で鉄地銀装馬具と共に伴する物は金銀器であり、この馬装を使用するのは庶人層とは思われない。馬具材質差による階層的な使用実態があったと推定される。

ミニチュア品は出土数も多い。材質によって金銅製・銀製・銅製・鉛製・鉄製がある。材質ごとに轡・鐙・杏葉を含めて出土墳墓をみると、

金銅製：章懷太子墓・李憲墓・永泰公主墓・新城長公主墓・李鳳墓・韋洞墓・閻婉墓・鄭仁泰墓・溫思暕墓・

冉仁才墓・史道洛墓

銀製：獨孤思貞墓

銅製：臨川公主墓・節愍太子墓・獨孤思貞墓

鉛製：殷仲容夫婦墓・崔綯墓・西安熱電庵基建工地M120

鉄製：永泰公主墓

金銅製が多く確認でき、金銅製は太子・公主からで、鉛製は殷仲容夫婦が職事官で正四品下、崔綯が従八品上、

西安熱電庵基建工地M 120の被葬者は庶人であろう。金銅や銅製は太子級も使用するが、鉛製ミニチュア馬具を用いた木製馬俑は使用階層に違いがみられる。

木製馬俑は馬装を含めて市で購入したという（菅谷2008）。『新唐書』車服志によれば、文宗帝は移動の際の車・騎馬や材質などについて詔を下し、馬具は材質・色で使用区分されており、階層的な馬装がなされていた。品級など階層に応じた木製馬装が購入された可能性があり、延いては車服志規定のように色制による規定が副葬品の馬装にも及んでいたと判断することができる。

3 日本の古代装飾馬とその比較

ここでは、これまであまり検討されてこなかった、日本古代の装飾馬の様相をみていく。これによって、唐の装飾馬・儀仗馬と比較することが可能になると考える。

(1) 文献史料に記載された装飾馬

最初に日本で当時装飾馬について、どのように認識していたのか、文献史料をもとにみていく。装飾馬について古くは推古16年(608)8月に隋使裴世清等の入京に際して、飾馬75騎を遣わし海石榴市で迎接した。さらに、推古18年には新羅客を京に迎える際に、莊馬長を任命していることから、飾馬を設けていたことがわかる。奈良時代には走馬と装馬が別であって、『続日本紀』宝亀8年5月丁巳条にあり、五位以上にそれぞれを進めさせている。しかし、飾馬・装馬の実態については、明らかではない。そこで下った史料からその実態をみていく。『続日本後紀』の承和9年(842)5月甲午朔乙未条に、

五月五日供節。四衛府六位官人已下装束。除_レ甲胄飾_レ之外。不_レ得_レ用_レ金銀及薄泥_レ。五位已上走馬之鞍。
并馬飾。不_レ論_レ新旧_レ。聽_レ用_レ金銀_レ。但薄泥不_レ在_レ聽限_レ。

とあり、五月五日の供節には五位以上に金銀の走馬の鞍と馬飾が許されたが、薄泥は許されていない。しかし、金銀装や薄泥が装飾馬の要件とみていたことがわかる。この馬装のほかの部分についてみてみると、靈龜元年(715)9月己卯朔条の詔で「禁_レ文武百寮六位以下用_レ虎豹羆皮及金銀_レ飾_レ鞍具并横刀帶端上。但朝会日用者許_レ之。」として、六位以下の官人が朝会の日以外に虎豹羆皮と金銀飾の鞍具を用いることを禁じている。ここで鞍具が鞍橋のみならず馬具全般を含んで指していたことは、下って『延喜式』左右馬寮の女鞍を造る料に鞍橋・轡・障泥・鞍褥、轆轤・鐙や鑓などがあることから明らかである。このため、虎豹羆皮は轡や障泥などに用い、金銀は鑓などに用いたとみられる。さらに、金装は『延喜式』左右馬寮の青馬に関する規定でも、正月7日の青馬行事に

青馬籠頭。鑓。一匹。前頭及最後馬別著_レ金裝_レ自余烏裝。尾袋。當額花形。已上二種各著_レ鈴。(中略)
但韁鞍紺細布。以_レ一端_レ充_レ二疋_レ。結_レ額髮尾_レ綾糸。(以下略)

として、最前列と最後尾の馬の轡と面懸は金装として、この間の馬は黒漆塗りであった。また、額の髪や袋に入れた尾は綾糸で結び、それぞれ鈴を付けた。額は花形としていることから、馬面か杏葉を付けて飾った。さらに重要な点は、この規定で騎乗者に関して触れておらず、牽馬人の服のみ定めていることである。このため、青馬行事の馬は騎乗しない装飾馬であったと判断することができる。

この青馬の年中行事は、承和5年(838)正月以降は、覧青馬として恒例となり、延喜式記載の青馬の規定も9世紀前半に遡る可能性があり、騎乗しない飾馬が少なくとも平安初期まで確認できる。

また、鞍造の料に関する規定のうち、女鞍一具を造る料として、金滅や銀が使われている。この鞍の障泥は熊皮、鞍褥と脊履端には錦、鞍褥の裏には馬革、鐙は木製、鑓は鉄製である。この女鞍は金銀装であることから飾馬であったとみられる。

このように飾馬に金銀を用いる事例から、馬具の各部位について拾ってきた。ここで文献史料から判断できる装飾馬を復元してみると以下のようになる。但し、全てを必要条件とするものではない。おもつら籠頭（面懸）や鑓（轡）は一部金装や銀装、馬の額は鈴付き花飾りで尾袋には鈴付き、額髪と尾は綾糸で結う。轡や障泥は虎豹黒皮、鞍袴の表と脊履端には錦などとなる。延喜式や飾馬の規定をみても杏葉や辻金具の記述はみられないことから、装飾上必要な装具と認識されてはいなかつたことが推定される。

ところで、飾馬の性格を考えるうえで、『日本後紀』弘仁元年（810）9月乙丑条の記事が参考になる。大同2年8月19日に下された例では雑石腰石や畫餅大刀・素木鞍橋や犴葦鹿黒皮等を禁断された。しかし、毛皮之類。不レ聽_レ犯用_レ。鞍具之要。唯須_レ皺文_レ。是以无賴之徒。竊弊_レ牛馬_レ。為_レ弊二也。又節会之義。蕃客之朝。歲時不_レ絶。必須_レ餅刀_レ。今惣被_レ斷。恐損_レ國威_レ。伏望雜石及毛皮等。悉聽_レ用_レ之。畫餅刀者。除_レ節会蕃客_レ之外。將_レ加_レ禁制_レ。鞍橋者。除_レ桑棗_レ之外。不_レ論_レ素漆_レ。隨_レ心通用。

として、節会蕃客の際に毛皮等とその際のみ画餅刀者を佩用すること、桑棗製の鞍橋以外は許すことを請っている。ここでは鞍具は皺文、毛皮のひだのような文様が重要であり、節会や蕃客迎接に用いられていたとみられる。毛皮は鞍の轡や障泥などに用い、狼や鹿・黒などで造られる。そして、禁断されて国威を損うことを探れている。換言すれば、蕃客入朝の日の馬装は皺文のある毛皮でできた轡や障泥によって蕃客に国威を示したのであった。このような馬装は対外関係上国威を示すため、律令国家の対外政策上必要な道具であったと考えられる。

（2）『延喜式』左右馬寮の鞍造料に記載する馬装（第2・3表）

古代の金銅装馬装や狼や鹿・黒皮を用いた皺文の轡や障泥の馬装が国威を示す上で必要であったことが明らかになった。次に、遺品の少ない古代馬装の実態を知る上で貴重な史料である『延喜式』左右馬寮の馬装をみてみる。ここには御鞍・女鞍・走馬鞍の3種類が記載されている。部品ごとに相互の比較や正倉院伝世品（註2）との比較をする。

鞍袴 3種類の鞍で最も大きな違いは、走馬鞍には鞍袴の料がないことである。部位に記載のない料に東席と解があるが、表裏を覆う布がなくて、鞍袴が敷かれた可能性は否定的である。御鞍・女鞍では、表が錦、裏が緋帛、中には細布・調布・商布や苧・解・東席を重ねて紫糸や生糸で縫う。鈴木治氏の論考や『正倉院宝物』の記載に従って正倉院の鞍をみると、太布や麻布を芯にして白麻や白絹で覆う。表面は金銅製品を付ける1号鞍は錦で、5号鞍では燻蒸染色革に唐草文や花喰文を描く。解や席を使っていない点、及び正倉院鞍は染色革を表面に覆っている点が異なっているが、苧麻や絹を用いている点は同じである。金銀装が装飾馬の要件とすると、1号鞍は鞍袴の表が錦や金銀で飾っていたことから飾馬であったことになる。

轡 女鞍では皺文革を用い、走馬鞍は牛皮で表裏はいずれも馬革である。女鞍のみ皺文革を使用するよう規定していることから、最も国威を示す轡であったことが指摘できる。轡の中に商布・苧・東席などを重ねて生糸で縫う。正倉院鞍の轡表は、紫氈（1号鞍）、黒色皺（2・5・7～9号鞍）、海豹皮（3号鞍）などがある。5号鞍の皺革は牛革であり、中に太布・粗筵・解などを重ね、1号鞍では麻布と蘭筵を用いている。黒色皺革轡のうち、2・8号鞍では金銅装金具を付けている。

脊履 御鞍と女鞍では脊履の端に錦を張るが、走馬鞍は錦を用いない。中に重ねる料は御鞍・女鞍では概ね鞍袴と同じである。正倉院鞍では表が白絹に赤地錦・紫文錦や染革に雲文などを描いて縁取る。裏は麻布か白絹である。文献史料から装飾馬装といえる金銅装で皺革轡を付け、錦縁取り脊履を揃えた鞍には2号鞍がある。

第2表 『延喜式』左右馬寮記載の鞍一具に要する材料(1)

	鞍襍	轡	脊屨	障泥	韁鞚	鞍	小腹帶	鐙鉗・力革	鐙	鐔	鞍襍貫鞘 緒著轡障 泥結	鞍橋結
錦 (表) 2尺2寸			(端) 1尺									
紺帛 (裏) 2尺2寸												
練繩	4尺4寸		7尺		1丈2尺							
細布	4尺4寸		7尺		1丈2尺		5尺					
信濃 調布			3尺5寸	(裏) 1 丈3尺								
商布	4尺4寸	6尺5寸	7尺									
紫糸	大1両2銖					大1斤5両 1分2銖						
綠糸		大1両	大1両2分4銖									
生糸		大1両	大1両									
苧	1両1分2銖 ※脊屨共	大1両4銖	1両1分2銖 ※鞍襍共									
鉄								2廷半	1廷※			
和炭								7石	3石			
漆		5勺		1升2合				1合				
櫛		4把	5把									
東席		1枚	1枚									
紫革											4條(各長 2尺以上、 広1寸)	
紺革											10條	
牛革							4條(各長 4尺~2尺 4寸、広3 寸~1寸)					

この他に鞍橋1架・轡皮・障泥皮あり。

※国史大系本では轡

造御鞍一具

	鞍襍	轡	脊屨	障泥	韁鞚	鞍	小腹帶	鐙鉗	力革	鐙	鐔	鞍橋・木鎧
錦 (表) 2尺2寸			(端) 1尺									
紺帛 (裏) 2尺												
東繩	4尺		3尺5寸									
細布			3尺5寸		7尺5寸							
調布	4尺		7尺	(裏) 1 丈3尺			5尺					
商布	4尺	6尺5寸	7尺									
生糸	2銖	1両	3分2銖			鞍4銖						
練糸			3分2銖			(総鞍) 1斤 5両1分2 銖						
苧	4銖	1両	1両1分2銖									
漆										5勺	4合	
鉄										2両2 分※	1廷	
和炭										1斗※	3石	
櫛	4把		5把									
東席		1枚	1枚									
熊皮				1張(長 6尺以 上)								
皮		○										
牛皮								1條(長3 尺、広3 寸)	1條(長3 尺、広1寸 5分)			
馬革		(裏、表)										
熟馬 皮油		枚別1合3 勺										
鞆文革		○										

この他に紫革4條(各長2尺、広さ1寸)・洗革・紫糸大1両・綠糸大3分2銖・銀小5両2分・鞍橋・木鎧・臍4銖・熟銅大3両3分2銖・減金大1銖7分銖之5・金漆2勺8撮・縄3尺・綿1両・熟馬革料油を要する。

※国史大系本では鉄

造女鞍一具

障泥 女鞍では熊皮を用い、御鞍と共に裏は調布である。『日本後紀』で禁断された熊皮を鞍具に用いており、女鞍が国威を示す鞍であったことがわかる。正倉院鞍の材質は表が革で、裏は麻布貼り黒漆塗りで類似する。

韁鞚 走馬鞍では4尺と短いが、御馬では1丈2尺に及ぶ。正倉院鞍の手綱は1号鞍で290cmに及び、鈴木氏は3分の2を手綱にして、3分の1を馬丁に口を採らせたとみる(鈴木1962)。

第3表 『延喜式』左右馬寮記載の鞍一具に要する材料（2）

	鞍褥	轡	脊屨	障泥	韁鞍	鞚	腹帶	鎧・力革	鎧	鐙	鞍
調布			7尺		4尺		(小)5 尺・(表) 7尺				
信濃 調布			3尺5寸								
商布		6尺	7尺								
生糸		1両				(鞚接)2銖					
練糸			大1両			大1斤5両 1分2銖					
苧		1両	1両1分2銖								
鉄							(鎖)1廷				
和炭							(鎖)2石				
漆		1合3勺						5勺	2勺	(貫鞘)5勺	3合
紺革			1張(2具)								
牛革		1張(3具)									
洗革											鞍結・轡著・鞚接・鞚 等貫
馬革		(裏、表)					3斤				
齒											

この他に鞍橋・大壺鎧・鐙各1具、縑3寸・綿2両(漆絞)、東席1枚半、櫛9把、掃墨5勺、櫻椒油(馬皮塗)1升を要する。

造走馬鞍一具

鞚 女鞍・走馬鞍では生糸と練糸、御鞍では紫糸である。正倉院鞍では三懸に黒漆塗り表皮付き鹿革(1・4~6・9号鞍)、鹿角製連珠(5・6号鞍)、麻組紐(9号鞍)で、糸製はない。

腹帶 御鞍など三鞍は布製であるが、正倉院1号鞍では白牛革と四つ折りの白麻を搦めている。

鎧・力革 御鞍・女鞍は牛皮であり、正倉院鞍も白牛革二つ折りである。

鎧 女鞍では、鉄料に2両2分の鉄を用い、重さから判断して木鎧の吊金具と判断される。漆は女鞍で鞍橋と木鎧合わせて4合であるが、走馬鞍では鎧に5勺、鞍橋に3合の漆を塗布することから、女鞍の鎧は走馬鞍の鎧よりも厚く塗布したのであろう。

走馬鞍では鎧鎧(鎖)料に1廷の鉄があり、兵庫鎖と吊金具の付き、漆塗りの木心金属張三角錐形壺鎧であったと考えられる。御鞍では鎧が2廷半であり、鉄製鎧と鎖の料と推測される。

このように製作材料からみると、女鞍・走馬鞍は木心金属張三角錐形壺鎧、御鞍は鉄製鎧と想定される。正倉院の鎧は鉄製で、1・2号鞍が銀象嵌であるが、他は黒漆塗りである。鎧は、馬寮と正倉院の鎧で顕著な相違が確認された。

鐙 女鞍では鉄1廷で、この量は走馬鞍の鎧鎧と同じであり、これと共に漆を塗る。兵庫鎖と同じ鉄量とすると、鐙轡よりも複環式や疾藜轡などの方が重量では近いとみられる。正倉院鞍の轡は鏡板が全て疾藜轡であり、1・2号鞍が鉄地銀象嵌で、他は鉄製黒漆塗りになっている。

鞍褥貫鞘緒著轡障泥結 鞍や鞍褥、轡・障泥を着け結ぶ料や鞚(尻懸)に接する鞍に、御鞍は紺革、走馬鞍は洗革を用いる。走馬鞍のみ貫鞘に漆を塗る。

熟銅・減金 女鞍のみに用いる料であり、金銅製品を付けていたことがわかる。銅は100gを超す量であり、複数の飾金具や杏葉に付けたと推定される。左右馬寮式の青馬に関する規定でも、先頭と最後尾の馬には金装の面懸や轡とすることとなっている。『続日本後紀』の記述によれば、5月5日供節で五位以上の走馬鞍と馬飾には金銀が許された。正倉院鞍では1~4号鞍に金銅製杏葉が付き、この他にも帶端金具などが金銅製である。

以上のように、左右馬寮式の鞍やその他の史料と正倉院鞍を比較してきた。馬寮の馬装で最も国威を示す鞍は女鞍であった。女鞍は轡に「鞍具之要。唯須_ニ皺文_ニ。」といわれた皺文革を用い、障泥には禁断されて国威を損なうことを恐れられた熊皮、五位以上の走馬鞍と馬飾に許された金銅の飾金具や杏葉を付けた可能

性がある。しかし、鐙は木心金属張三角錐形壺鐙であった可能性が高い。この鐙型式は東日本の集落遺跡などで最も出土するものであり、古墳時代後期に装飾馬装でない型式で、古代の装飾馬が在来系譜の馬具を継承している要素といえる。

正倉院鞍では2号鞍が金銅製の杏葉や辻金具・帶飾金具を付けて、黒色皺革の轡であり、1・2号鞍の鐙や轡は鉄地銀象嵌である。時期的には下るが、『日本後紀』・『続日本後紀』に記載された飾馬・国威を示す馬装であったといえるであろう。

(3) 金銀製馬具などの変化と系譜 (第15・16図)

このように、わずかな史料から古代の装飾馬の実態と役割をみてきた。そこで、当時の装飾馬は金銀装であるという当時の認識を鍵にして、後期古墳や出土品の馬具などについてみていく。なお、古墳時代終末期の金銅製馬具に関しては富永里菜氏が変遷を述べている(富永2002)。このうち、最も唐様式に類似する馬具が確認できるのは長野県コウモリ塚古墳である。そこで、コウモリ塚古墳の副葬品の年代であるが、壺鐙が最も年代を特定しやすい。この古墳の鐙はスクモ塚古墳に類似し、古墳時代金属製鐙の編年を行った斎藤弘氏は、これを7世紀末から8世紀前半とする(斎藤1985)。8世紀初頭や前半と考えられる貝ノ口遺跡や法隆寺の鐙に比べると(津野2010)、スクモ塚古墳の鐙は壺の上面が高く、貝ノ口遺跡に近い。このため、下限は8世紀初めとみて、コウモリ塚古墳の馬具群も7世紀末から8世紀初めのものとみておく。以下、この古墳を含めて各種馬具をみていく。

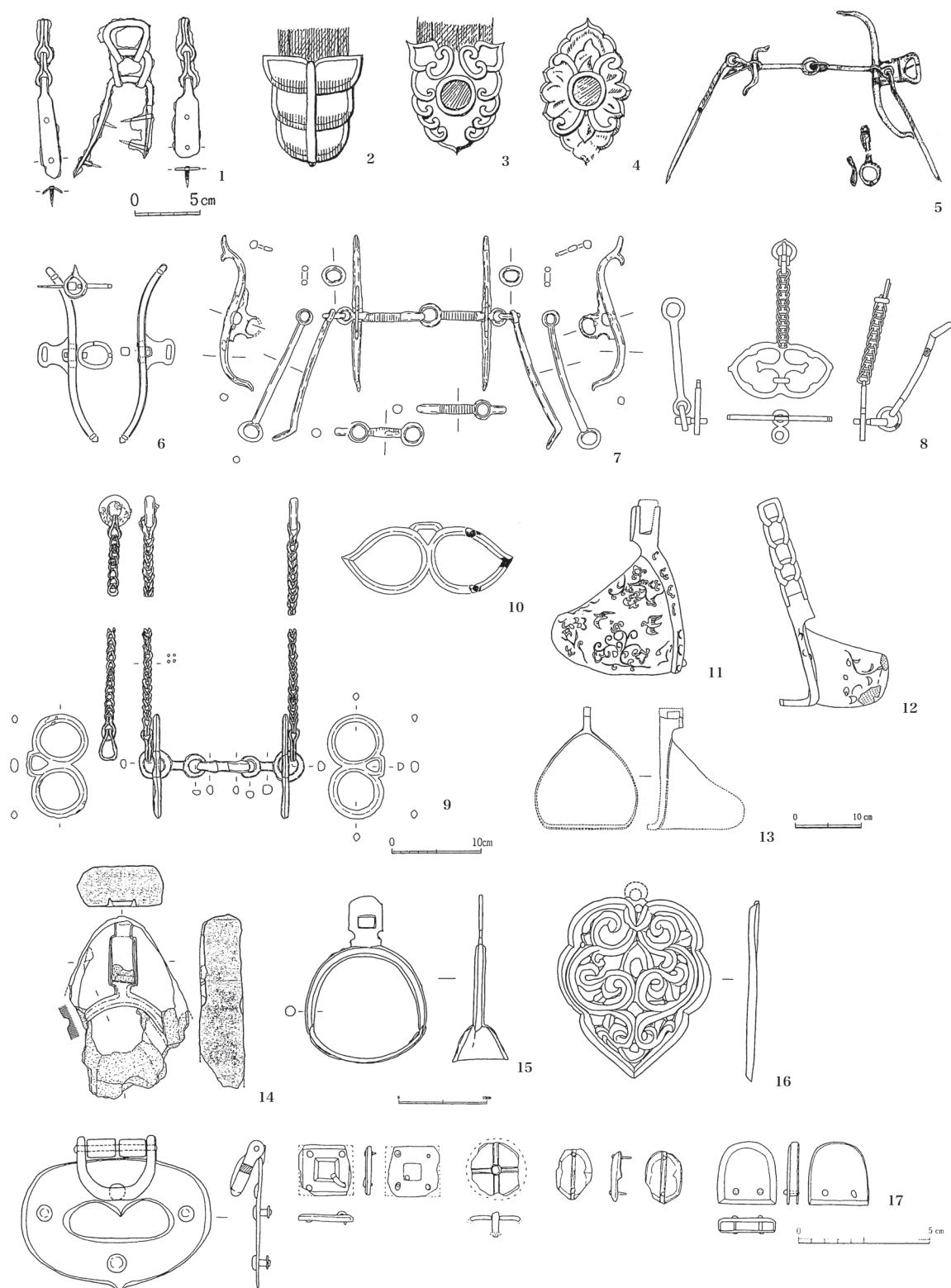
轡 正倉院の蒺藜轡は鉄地銀象嵌・鉄製で、鏡板の環に唐草文の支葉が付く華美なものである。このため、古代の轡各型式のうち、蒺藜轡が飾馬用であると考えられる。この考えに立ち蒺藜轡の初現をみると、御門1号墳例(9)が初期のものであろう。8世紀代は正倉院や平城京左京二条二坊・三条二坊(10)や山口県宮原遺跡(8)で鏡板端に突起が付き、9世紀になると鏡板が直線化する。

一方、唐様の鏑轡は、7世紀代に東日本の古墳で散見する。立聞の部分に銛具が付くものもあり(5)、唐の轡で銛具付きが確認できないことから(津野2015)、日本的な銛具造り立聞系環状鏡板付轡と唐様の鏡板型式を折衷したものである(大谷1985)。9世紀代には上荒屋遺跡例(7)があり、銛具造り立聞でないことから、上荒屋遺跡や鳥羽八代神社の鏑轡の方が唐の轡に類似している。しかし、金銅製もなくて、日本で装飾馬に使用されたとは考えがたく、日本の装飾馬の轡は唐様式ではなく、独自に造られた型式であったと判断できる。ただし、上荒屋遺跡は、北陸道か入京する渤海使のルートにあり、『延喜式』規定のように蕃客は唐鞍を用いたことから、渤海使に供された馬具の可能性がある。

鐙 唐様の輪鐙は後期古墳や横穴墓から少数出土している。この時期の輪鐙は、柄部の下に切り込みを入れるように抉れている(15)。この形態は唐の輪鐙にはなくて、日本的な改変である。10世紀前半を下限とする大宰府跡出土の輪鐙鋸型(14)は柄下に台形状の稜がなくて、唐の柄形態に最も類似した鐙である(津野2015)。また、唐では主に木俑馬に付くミニチュア鐙の変遷で、方頭の柄頭が8世紀中葉以降になる点からも、唐の変遷に沿っている。この大宰府の鐙は、蕃客用に生産された可能性が高い。

文献史料から導かれた飾馬の装具が金銀製であることから、この材質の鐙をみると、正倉院の最も華美な1・2号鞍に具す鐙は鉄地銀象嵌であり(11)、手向山神社宝相華唐草文壺鐙(12)も鉄地金銅象嵌である。出土品では8世紀前半から中葉の城山遺跡壺鐙(13)は銅製か金銅製と指摘されている(辰巳・佐野1992)。これらが、文献史料から判断できる当時の飾馬の鐙であろう。

杏葉 正倉院では、1・2号鞍で向かい合う鴛鴦文と唐草文の金銅製杏葉がある。この杏葉には嵌玉した形

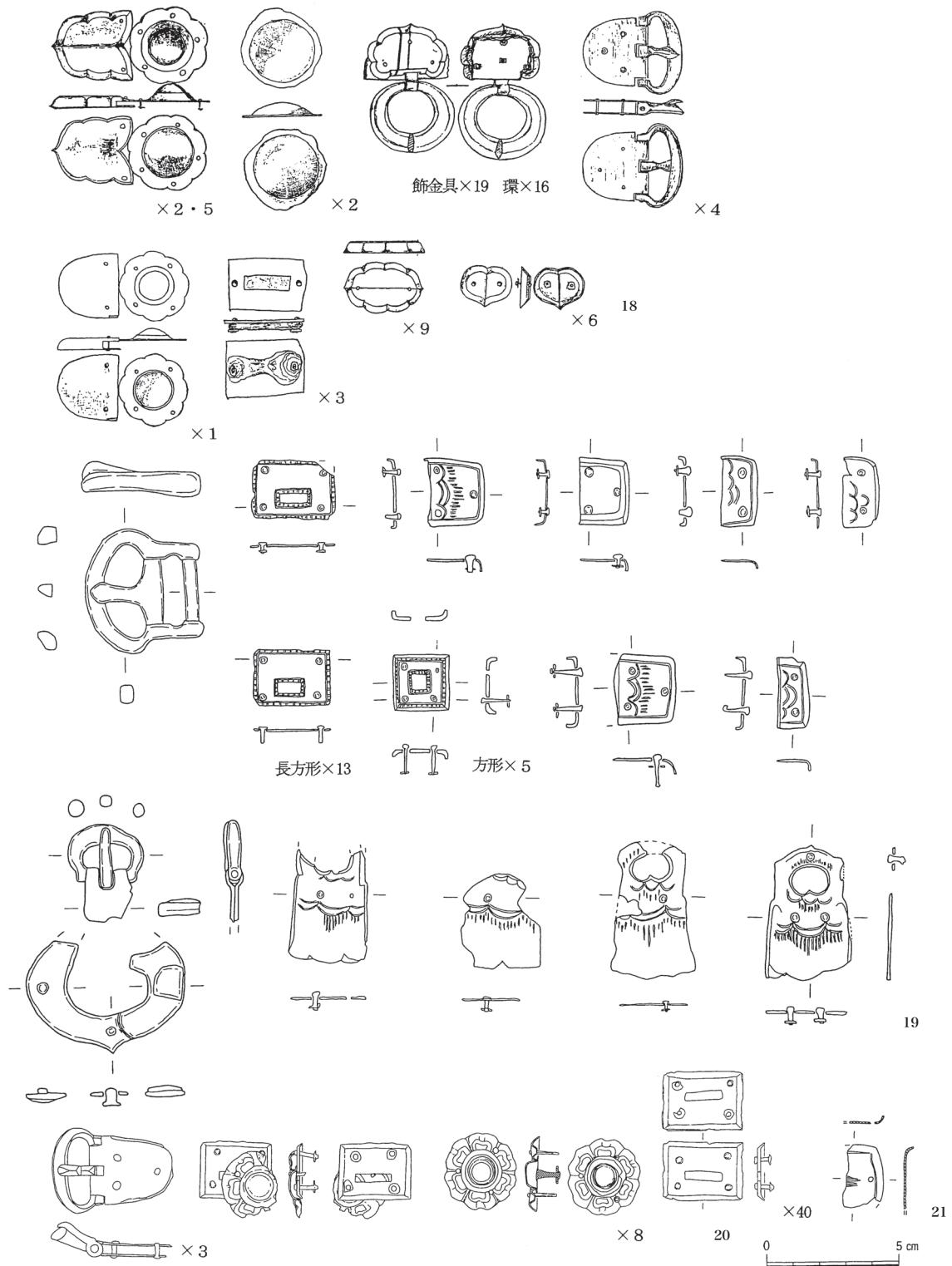


1 : 多摩ニュータウンNo248遺跡 2～4 : 正倉院 5 : コウモリ塚古墳 6 : 烏羽八代神社 7 : 上荒屋遺跡 8 : 宮原遺跡

9 : 御門1号墳 10 : 平城京跡 11 : 正倉院 12 : 手向山神社 13 : 城山遺跡 14 : 大宰府政庁跡 15 : 下尾崎遺跡1号横穴墓

16 : 平城京東堀河 17 : 割見塚古墳

第15図 日本の古代馬装 (1)



18:コウモリ塚古墳 19:御門1号墳 20:多古台遺跡群No.3地点 5号墳 21:西下谷田遺跡

第16図 日本の古代馬装(2)

跡がみられ、唐の影響を端的に受けた杏葉であるといえる。唐様の杏葉は、平城京東堀河（16）で金銅製のものが出土しているが、これに嵌玉はない。出土した東堀河 S D 1300 では8世紀中葉から9世紀初頭の土器が出土しており、杏葉の時期もこの間に位置付けられ、都城では唐様の杏葉が用いられていたことが判明する。しかし、都城以外で出土した7世紀から8世紀の杏葉は毛彫杏葉であって、唐の影響を受けたものではない。

御門1号墳では、金銅製毛彫杏葉と心葉形飾金具（19）が共に出土している。装着部位の違いが想起されるが、金具の縦幅をみると、革帶の違いがわかる。蛇尾の毛彫金具から想定できる帶幅は2.6cm程度であるが、心葉形金具の鉸具は幅1.8cmで、有孔方形・長方形飾金具と幅が合い、組むことがわかる。定東塚古墳の馬装復元を行った宮代栄一氏が心葉形杏葉を後輪前から垂下するものと判断している（宮代2004）。これらの心葉形杏葉の年代について、内山敏行氏は後期第2段階から出現するとし、鉄製は終末期第3段階にする（内山1996）。

三懸飾金具 帯に付ける飾金具・鉸具・辻金具からなる。帯飾金具は有窓方形・有窓長方形・円形・花弁縁楕円形・桃形がコウモリ塚古墳で出ている。特に楕円形飾金具や蛇尾には花弁を模した切り込みがあり、蛇尾中央が楕形に突出する。正倉院の飾金具に繋がる初現資料として意義が大きい。前掲富永氏は割見塚古墳の楕円形の金具をこれの系列とみられているようである。有窓長方形飾金具は、諏訪東6号横穴などが初期の事例であり、田中新史氏は7世紀後半に位置付けている（田中1980）。御門1号墳では窓と周縁に刻みを施す正方形・長方形板があり、鐙の鼻がコウモリ塚古墳よりも高くて古く位置付けられることから7世紀末以前の後半と判断し、この時期に有窓長方形飾が出現したことを確認しておく。しかし、蛇尾は道上型毛彫といわれるものである。

このような帯飾金具の系譜について、特に花弁縁楕円形金具は、唐の永泰公主墓（706年 第4図31）や節愍太子墓の馬俑胸懸・尻懸などの馬俑（第2図11・12）で一般的にみられる。コウモリ塚古墳の花弁縁楕円形金具では永泰公主墓の金具や馬俑のように中心に珠を嵌めていないが、これを模して中央突出形としており、唐様式といえるであろう。コウモリ塚古墳では楕円形金具と有孔長方形金具の縦幅が同じであるが、桃形金具は縦幅が小さく、異なった部位に付けた可能性がある。御門1号墳で鉸の長い方形板は帯交点の留金具で、三彩馬俑で一般的にみられる。

金銅製毛彫馬具は、官衙である西下谷田遺跡（21）でも7世紀末から8世紀初めの蛇尾が出土しており、この遺跡は下野国河内郡評家か国司（宰）の駐在所という見解（板橋2003・2005・酒寄2005）がある。評家が初期国衙における飾馬具が唐様式でなく、7世紀以来の馬装であったことを示す。コウモリ塚古墳などの古墳被葬者は唐様の馬具を部分的に採り入れているが、初期の地方官衙では古墳時代以来の馬装であり、国政変革期における飾馬の装具構成をみるうえで重要である。

雲珠・辻金具 日本では古墳時代の鉢状雲珠は宮代栄一氏の研究によればTK217の時期まで存在するという（宮代1996）。日本の雲珠の変化は、この変遷觀と終末期の金銅製毛彫りの辻金具の消長による。後者は田中新史氏によれば、その最初期（I期）は6世紀末から7世紀前半に直続する時期とされ、II期の7世紀中葉には増加する（田中1980）。鉢形から平板的な辻金具のみになる時期は、概ね7世紀前半から中頃と言えそうである。

正倉院1・2号鞍の胸懸や尻懸の交点の金具は唐草文で、孔に革帶を通して責金で留めて帯端に蛇尾を付けて帯を固定している。

唐では新城長公主墓からT字の三葉形飾（第3図25）があり、帯の交点を留めたとみられる。また、馬俑では帯金具と同じ方形や花弁楕円形の金具が一般的である。塩湖古墓（第3図30）の面懸では鼻上の帯と頬

横の帯を鉢留め三叉形金具で繋ぐ。

このようにみてくると、正倉院1・2号鞍の辻金具のように蛇尾と責金で留める技法は唐でも管見の限りみられず、7世紀代の交点鉢留めとも異なり、新たに日本で造られた技法と言えるであろう。蛇尾と責金で留める技法は、大刀の足金物に帶を付け、それに具す七ッ金と同じである。また、7世紀代の金銅製辻金具の文様は花弁文であったが、正倉院では唐様の唐草文に変化しており、構造・文様とともに違いが大きい。唐様の文様を採り入れているが、革帶の留め方が基本的に日本の技法として改変している点が特徴である。

三懸構造 正倉院鞍の面懸には鼻帶以外は付く。唐馬は壁画・石刻・俑でも頬・頸・額・鼻帶が付くことから日本との相違点となっている。さらに、尻懸でも正倉院鞍は尻の中央にある雲珠（辻金具）から革帶がX字状に配置される。唐では尻外周帶のみが主体となっており（本稿分類2群）、中心に雲珠を配置して、ここから外周帶に帯を繋ぐ構造（本稿分類1群）は少数である。装飾馬の尻懸帶の配置は唐日間で異なっている。

垂下品では、唐では杏葉と瓔珞・貝が確認できたが、日本では杏葉のみ確認できる。その配置は正倉院鞍では面懸の額帶に杏葉1枚、胸懸で胸中心の位置に杏葉1枚、尻懸では雲珠（辻金具）の左右に杏葉2枚が付く。

唐では胸懸2・3群+尻懸2・3群のうち、胸懸に杏葉か瓔珞5枚（個）、尻懸片面に3枚（個）が最も基本的な型であり、唐朝廷における儀仗馬装の基本型であったことが指摘できた。皇帝陵の石刻馬でも胸懸に3～11枚の杏葉、尻懸に左右各3～5枚の杏葉が確認できる。面懸は頬・額・鼻に付けるが、額のみに付ける事例は管見の限り確認できない。華美な馬装では胸懸に貝・鈴・両端に杏葉を配置することもある。このように、垂飾品の種類・数を唐日間で比較すると、日本の正倉院馬装は明らかに種類・数の少ないことがわかる。

八子（鞘） 手向山神社蔵の鎌倉時代の唐鞍で後輪の居木端に付く筋金を八子と呼び、左右に5条垂れる。古代で八子の遺品はないが、『延喜式』左右馬寮に鞍製作に関する規定がある。造御鞍一具料では、「緋革十條 鞍褥貫鞘著轄障泥結料」として、緋革十條で、鞍褥と貫鞘著けと轄・障泥を結び、鞘は緋革であった。鞘は孫氏も示すように『宋史』儀衛志に宋代の御馬に六鞘を垂らすことからも唐墓壁画の馬の居木後ろに描かれる垂下品が鞘と呼ばれたとみられる。走馬の鞍では、貫鞘を塗る漆が5勺計上されている。走馬は大宝元年5月丁丑（5日）には五位以上が走馬を出して天皇が臨観していることから大宝まで遡るが、この左右馬寮式がいつの実態を反映するか明らかでない。正倉院の鞍に八子の付いた形跡はないことから、それ以降か『延喜式』の段階に採り入れられた可能性もある。唐における鞘は鞍居木の後ろ端に孔をあけて下げたことが鹽湖2号墓出土鞍や石刻馬等で確認できる。この方法は手向山神社唐鞍と同じである。

最後に馬の髪については、『延喜式』左右馬寮の青馬の規定では「結_額髪尾_綾糸。」として、額の髪や尾を糸で結んでいた。唐の壁画や俑で、馬の額髪を縛る例は少ないが、懿德太子墓の重装騎馬俑や鮮于庭誨墓の三彩装馬などにみることができる（註3）。唐の三花は日本で確認できないが、額髪を結ぶ習慣は唐日間で確認できる。

4 日本古代装飾馬の系譜と意義

これまで、唐の馬装と正倉院や終末期古墳以降の金銅装馬具を比較してきた。ここでは、これらの系譜と意義を検討していきたい。

（1）装飾馬具系譜の分類

上述のように、唐と日本の馬装を比較してきた結果、馬具の各要素にも唐様式の影響を受けた部分や影響

の薄い部分のあることが確認できた。そこで、これらを類型的にまとめておきたい。

唐様式受容馬具 最も唐と類似した部分は三懸に付ける飾金具である。花弁縁楕円形金具は7世紀末から8世紀初め頃の長野県コウモリ塚古墳を概ね初現とする。正倉院1・2号鞍の当該金具は嵌玉を施し、この技法も唐の永泰公主墓・新城長公主墓の金具や多くの三彩馬俑で確認でき、唐様式の馬装といえる。正倉院の杏葉にも嵌玉があり、文様も唐草文が主体であって唐様式である。一方、帶金具のうち辻金具は唐では鉢で留めるが、正倉院では孔に皮帶を通して責金で締め、先端に蛇尾を付けて固定する違いがある。御門1号墳などで方孔の方形板で鉢足の長いものが確認でき、その長さが短いものの2倍になることから、これが帶交点の留金具で、唐の方形金具に通じる。多古台遺跡群の花弁文で、嵌玉を模し中央が椀形に突出する金具（第16図20）も唐様式といえる。

馬装の要素としては、馬面も唐系譜として挙げられる。『延喜式』左右馬寮の青馬に関する規定にある「額花形」は馬面とも考えられる。これに相当するような形の馬面は唐順陵石刻馬で確認できることから、唐様式といえるであろう。

轡の材質では、皮製皺轡が装飾馬の一要素である。黒色轡は唐の壁画などでも儀仗馬に確認できる。また、正倉院や左右馬寮の鞍にはないが、六位以下の官人は朝会の日以外に虎豹羆皮及金銀飾の鞍具を用いることを禁じていることから、実態として五位以上の官人は虎や豹皮を用いており、唐鞍を参考にすれば轡に用いていたと判断される。障泥でも左右馬寮の女鞍は熊皮を用いている。唐の壁画や俑で線描の黒い表現があり、熊皮と推測され、唐日の装飾馬で同じ材質であったと考えられる。

金装馬の配置の特徴についてみると、正月7日の青馬行事で先頭と最後尾の馬のみに金色の馬装とするよう規定しているが、このような事例は唐の懿德太子墓東西三龕の騎馬俑の配置にみることができる。その前導は金貼馬面に馬甲を着けた騎馬が列し、中間に騎馬樂俑、その後ろに男騎馬俑が並び、青馬行事の金装馬の配置と同じである。

日本では奈良時代以降に重装の馬甲は衰退するが、懿德太子墓東西三龕の騎馬俑前列に付けた重装馬甲の轡（第1図3）には襞状の文様や円文があり、虎や豹皮を用いたとみられる。法隆寺の金箔貼り馬甲を唐代の儀仗制度を取り入れた天皇鹵簿用と推定する意見がある（神谷2008）。懿德太子墓の騎馬俑の馬甲は銀装という指摘もあり、長方形の小札製であろう。法隆寺の馬甲は小札製でないが、金箔貼りで装飾馬の馬甲といえる。

このようにみてくると、三懸飾金具の一部や杏葉、及び轡・障泥の材質と金装馬の配置などが唐と類似し、唐様式の馬装・隊列配置であるといえる。

唐様式を受容しない馬具 唐における儀衛馬の轡は鏤轡である。日本では鉄地銀象嵌や鉄製黒漆塗蒺藜轡である。鐙も唐では輪鐙であるが、日本では金銅製や鉄地銀象嵌、鉄製壺鐙や左右馬寮の女鞍では木心金属張三角錐形壺鐙であり、大きく相違している。

正倉院の杏葉は胸懸の中心に1枚、尻懸では中央の雲珠（辻金具）の両側に1枚づつという配置で、唐の基本型及び変形・変容の範囲外である。唐に比較すると日本の装飾は簡素である。また、面懸の鼻帶や尻懸の外周帶の有無なども相違点となっている。

系譜関係を概括すると、日本の儀仗馬装で装飾の一部に唐様式を取り入れるが、馬具の機能的な部分は前代からの形態・性能を継承したといえるであろう。

（2）唐儀仗馬装の階層性と唐様式儀仗馬装受容の意義

唐では儀衛の時の乗物も一から三品は金銅飾、四・五品で白銅飾の担車、六品以下官人は騎乗で鞍・轡・銜・鐙は鎔石製、無官の者は鉄製鐙を用いることになっており、乗物の種類・材質・色が明確に区分されていた。儀仗の階層性は馬装にも及び、杏葉や瓔珞・飾金具についても基本型があり、その変形・変容の許容幅も確認できた。副葬する三彩馬俑は庶人墓でも皇帝陵の馬装に比肩する馬装があり、現実を反映するとみがたいことから、石刻や壁画を基本にして、三彩・加彩俑を含めてみると、孫機氏の指摘のように、三品以上で杏葉や瓔珞・雲珠、豹や虎・熊皮による轡、金装の輪鐙・鑣轡・三懸飾金具という組合せであった。壁画では移動用の乗物に沿って儀仗馬が描かれており、出行歴簿の馬装の実態を映しているのであろう。

日本の儀仗馬装では、轡や鐙などの機能的な部分については、古墳時代後期以来の型式変化で理解できる壺鐙、新型式である蒺藜轡などであった。これに金銅装や銀象嵌として加飾した。

理念的には、唐は種類・材質・色による階層区分であり、日本では五位以上で金銀の飾馬が許された。このことは六位以下では銅・鉄製の馬装ということになり、唐の乗物や飾の色による規制に合っており、日本の儀仗馬装でも色制による階層化を唐から継受して規定したと考えられる。この規定のもとでの儀仗馬は、三懸の飾金具や杏葉、及び轡・障泥の材質と金装馬の配置などで、唐様式の馬装・隊列配置を探り入れている。

次に、対外関係上における迎接などの儀仗馬装の意義を考えてみる。日本の飾馬で唐と同じ色制階層化を図ったことは、唐使の迎接で飾馬を設けることから、対外関係の場で、東夷の小帝国観念に基づくと評価することもできるであろう。それは、飾金具や杏葉・轡・障泥など可視的な部分が唐の儀仗馬に沿っていることからも指摘できる。

唐の儀仗馬装との相違は、三懸垂飾品の数が唐に比べて明らかに少なくて、唐馬装の基本型の範囲外のことである。そこで、唐でも杏葉や瓔珞・雲珠、豹や虎・熊皮による轡、金装の輪鐙・鑣轡・三懸飾金具という儀仗馬装は三品以上に限られるという指摘が想起される。唐の儀仗馬装の基本型は限定された階層で用いられたものであり、唐朝廷でも規制の対象であった。このため、日本では主に金銅製垂飾品の数で、唐朝廷の装飾馬の基本型を逸して、簡素化した馬装で唐使迎接などの対外関係に供したと考えられる。

このような、階層的儀仗制は儀衛に用いる戟数や刀剣でも確認できた。唐における剣は五品以上に限られるが、壁画などからは実態として三・四品までが用いて捉えしていた（津野 2014）。馬具においても唐の階層的儀仗制が適用されて、唐国内や日本を含む周辺諸国に規制されていたと考える。唐朝廷の儀仗は儀衛上使用する階層が限定されていた。このため、蕃国や日本のように実態としては唐への朝貢国である国に、同じ儀衛用の馬装が一括した組合せとして広まらなかつた理由であろう。

おわりに

これまで、唐朝廷の儀仗馬装について、詳細な検討はあまり行われてこなかつたと思う。また、日本の手向山神社の鞍は唐鞍と言われているが、轡の型式などに日本的なものも存在する。唐日間での厳密な比較の上で、様式の導入関係を明らかにしていくべきであろう。この点で唐の儀仗馬装について、実態を明らかにすべきとの判断により、多くの資料を提示・分類した。その上で、正倉院鞍や馬寮鞍という中央政府、及び地方出土品の馬装と比較して、唐様式の導入関係を整理した。今後は儀仗具全体を含めた導入関係、及びその要因を明らかにしていきたい。

【註】

1 三懸については、古墳時代の研究者は三繫と記すが、奈良時代の正倉院以降の馬具については三懸と記載することが

一般的である。ここでは、古代の馬具について扱うことから、三懸の名称に従い、面懸・胸懸・尻懸と呼ぶこととする。中国では胸懸は攀胸、尻懸は鞍などと呼び（孫 1993）、日本とも異なる。

- 2 正倉院の轡は、東大寺献物帳や曝涼使の解にも記載がないことから、天平勝宝 8 年 5 月の聖武天皇の大葬礼に東大寺側で使用したものという見解もある（鈴木 1962）。
- 3 馬の額髪を結ぶことは、唐の壁画や俑でも数は少ない。一方、日本の古墳時代の馬形埴輪では鬣の先端は棒状に立つており、縛っていたと判断される。この馬装に関しては、古墳時代からの習俗である可能性もあり、今後の検討課題である。

[参考文献]

- 板橋正幸 2003『西下谷田遺跡』栃木県教育委員会・(財) とちぎ生涯学習文化財団
 板橋正幸 2005『西下谷田遺跡の一考察』『古代東国考古学』慶友社
 内山敏行 1996「古墳時代の轡と杏葉の変遷」『黄金に魅せられた倭人たち』島根県立八雲立つ風土記の丘
 卜部行弘 2010「山に因りて陵と為す—唐皇帝陵の実態—」『大唐皇帝陵』奈良県立橿原考古学研究所付属博物館
 大谷 猛 1985「日本出土の「鑣轡」について」『論集 日本原史』吉川弘文館
 神谷正弘 2008「8世紀代儀仗制度の受容と法隆寺伝来の金箔貼り馬甲」『王權と武器と信仰』同成社
 来村多加史 2001『唐代皇帝陵の研究』学生社
 斎藤 弘 1985「古墳時代の金属製壺鎧」『日本古代文化研究』第2号
 酒寄雅志 2005「再論、律令国家の誕生と下野国」『古代東国考古学』慶友社
 菅谷文則 2008「唐墓出土木製馬俑考」『橿原考古学研究所論集 第十五』八木書店
 鈴木 治 1962「正倉院十駄について」『書陵部紀要』第14号
 辰巳均・佐野五十三 1992「歴史時代 遺物の概観 8 武器・馬具」『静岡県史 資料編3 考古3』静岡県
 田中新史 1980「東国終末期古墳出土の馬具一年代と系譜の検討ー」『古代探叢』早稲田大学出版部
 津野 仁 2010「古代鎧の変遷とその意義」『研究紀要』第18号 財団法人とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター、
 津野 2015年所収
 津野 仁 2014「古代日本と周辺諸国の刀剣比較試考」『古代武器研究』Vol.10
 津野 仁 2015『日本古代の軍事武装と系譜』吉川弘文館
 津野 仁 2016「日本古代と唐宋間併行期刀剣の比較」『日本古代考古学論集』同成社
 富永里菜 2002「馬具の帶金具」『銙帶をめぐる諸問題』奈良文化財研究所
 宮代栄一 1996「鞍金具と雲珠・辻金具の変遷」『黄金に魅せられた倭人たち』島根県立八雲立つ風土記の丘
 宮代栄一 2004「秘められた黄金の世紀—古墳時代の馬装ー」『秘められた黄金の世紀展』
 (中国)
 沈睿文 2008「唐陵神道石刻意蘊」『考古与文物』2008年第4期
 陳安利 2001『歷代皇后陵寢研究書系 唐十八陵』中国青年出版社
 范淑英 2001「唐墓壁画《儀衛図》の内容和等級」『陝西歴史博物館館刊』第8輯
 孫 機 1981「唐代的馬具与馬飾」『文物』1981年第10期
 孫 機 1993『中国古輿服論叢』文物出版社
 王仁波 1973「唐懿德太子墓壁画題材的分析」『考古』1973年第6期
 王仁波 1979「唐懿德太子墓表現的唐代埋葬制度」『中国考古学会第一次年会論文集』文物出版社
 張 蘊 2010「唐讓皇帝・惠陵の等級に関する考察」『大唐皇帝陵』奈良県立橿原考古学研究所付属博物館

[挿図文献]

(日本)

- 茨城大学人文学部考古学研究室 2006『中国皇帝陵の測量調査 西漢陽陵と唐靖陵』

- 京都国立博物館 1987『京都国立博物館蔵品図版目録 陶磁・金工編』便利堂
京都文化博物館 1994『長安展—京都のはるかな源流をたずねる—』
群馬県立歴史博物館 1989『唐墓壁画集錦』
佐藤雅彦・長谷部樂爾 1976『世界陶磁全集 11 隋・唐』小学館
東京国立博物館他 2005『遣唐使と唐の美術』朝日新聞社
奈良国立文化財研究所編 1983『平城京東堀河 左京九条三坊の発掘調査』奈良市教育委員会
藤森栄一・桐原健・宮坂光昭・中村竜雄 1966「岡谷市コウモリ塚古墳」『松本市諏訪地区新産業都市地域内埋蔵文化財緊急分布調査報告—昭和40年度—』長野県考古学会研究報告書1『長野県考古学会』
MIHO MUSEUM 2002『永青文庫—細川家の名宝』
MIHO MUSEUM 2004『長安 陶俑の精華展』
(中国等)
宝鶲市考古研究所 2008『五代 李茂貞夫婦墓』科学出版社
陳安利主編 1998『中華国宝・陝西珍貴文物集 唐三彩卷』陝西人民教育出版社
河南省文物考古研究所 1997『北宋皇陵』中州古籍出版社
劉永華 2013『中国古代車輿馬具』清華大学出版社
洛陽博物館 1985『洛陽唐三彩』河南美術出版社
洛陽市第二文物工作隊 2008『唐安国相王孺人壁画墓発掘報告』河南美術出版社
洛陽市文物管理局・洛陽古代芸術博物館 2010『洛陽古代墓葬壁画 下巻』中州古籍出版社
洛陽市文物工作隊 2008『洛陽閔林鎮唐墓発掘報告』『考古学報』2008年第4期
洛陽文物工作隊 1995『唐睿宗貴妃豆盧氏墓発掘簡報』『文物』1995年第8期
山西省考古研究所 1988『太原市南郊唐代壁画墓清理簡報』『文物』1988年第12期
陝西省博物館・乾県文教局唐墓発掘組 1972『唐懿德太子墓発掘簡報』『文物』1972年第7期
陝西省博物館・陝西省文物官吏委員會 1974『唐李賢墓李重潤墓壁画』文物出版社
陝西省博物館・文管会 1974『唐李寿墓発掘簡報』『文物』1974年第9期
陝西省考古研究所 1998『陝西新出土唐墓壁画』重慶出版社
陝西省考古研究所 2004『唐惠庄太子李撫墓発掘報告』科学出版社
陝西省考古研究所・富平県文物管理委員会 2004『唐節愍太子墓発掘報告』科学出版社
陝西省考古研究所・陝西歴史博物館・礼泉県昭陵博物館 2004『唐新城長公主墓発掘報告』科学出版社
陝西省考古研究所・西安市文物保护考古所 2003『唐長安南郊韋慎名墓清理簡報』『考古与文物』2003年第6期
陝西省考古研究院 2009『壁上丹青 陝西出土壁画集 下』科学出版社
陝西省考古研究院 2011『唐睿宗橋陵陵園遺址考古勘探、発掘簡報』『考古与文物』2011年第1期
陝西省考古研究院 2012『西安南郊唐貞觀17年王令夫婦合葬墓発掘簡報』『文博』2012年第3期
陝西省考古研究院 2013『潼関税村隋代壁画墓』文物出版社
陝西省考古研究院・順陵文物管理所 2015『唐順陵』文物出版社
陝西省社会科学院考古研究所 1963『陝西咸陽唐蘇君墓発掘』『考古』1963年第9期
陝西省文物管理委員会 1964『唐永泰公主墓発掘簡報』『文物』1964年第1期
四川省博物館 1980『四川万県唐墓』『考古学報』1980年第4期
唐昌東 1996『大唐壁画』中国・陝西旅遊出版社
王炳華 1973『鹽湖古墓』『文物』1973年第10期
王魯豫 1989『中国彫塑史册 第5巻 唐陵石彫藝術』学苑出版社
王育龍 1989『西安南郊唐韋君夫人等墓葬清理簡報』『考古与文物』1989年第5期
王子云 1985『陝西古代石彫刻 I』陝西人民美術出版社
西安市文物保護考古所 2002『唐金鄉県主墓』文物出版社
西安市文物保護考古所 2004『西安南郊唐墓(M31) 発掘簡報』『文物』2004年第1期

- 西安市文物保护考古研究院 2014 「西安市馬家溝唐太州司馬閻識微夫婦墓発掘簡報」『文物』2014年第10期
 僱師県文物管理委員会 1986 「河南僱師県隋唐墓発掘簡報」『考古』1986年第11期
 伊川県文化館 1985 「河南伊川発現一座唐墓」『考古』1985年第5期
 殷泓等 2012 『唐陵石刻芸術』陝西出版集團・三秦出版社〔英語版〕
 原州聯合考古隊 1999 『唐 史道洛墓』勉誠出版
 張永祥 『中国・乾陵』中国・旅遊出版社
 昭陵博物館 2006 『昭陵唐墓壁画』文物出版社
 鄭州市文物考古研究所 2003 『鞏義芝田晋唐墓葬』科学出版社
 鄭州市文物考古研究所 2006 『中国・鄭州考古8 河南唐三彩与唐青花』科学出版社
 鄭州市文物考古研究院・鞏義市文物管理局 2014 「河南鞏義唐墓発掘簡報」『文物』2014年第8期
 中国美術全集編輯委員会 1988 『中国美術全集 工芸美術編2 陶磁(中)』上海人民美術出版社
 中国社会科学院考古研究所 1980 『唐長安城郊隋唐墓』文物出版社
 周立・高虎編 2007 『中国洛陽出土唐三彩全集 下』大象出版社
 周天游 2002 『唐墓壁画珍品 豊徳太子墓壁画』文物出版社
 周衛民 1996 『中国歴代絵画図譜 人物鞍馬』上海人民美術出版社
 (中華民国)
 吳哲夫・童依華 1984 『中華五千年文物集刊 唐三彩(下)』中華五千年文物集刊編輯委員会

[挿図出典]

三彩俑等 (第1~9図)

- 1・2 : 周衛民 1996 3・5・30 : 劉永華 2013 4・34 : 陝西省考古研究院・順陵文物管理所 2015 6・40・43・59・64・66・77 : 周立・高虎編 2007 7・10・15・16・25 : 陝西省考古研究所・陝西歴史博物館・礼泉県昭陵博物館 2004 8・32 : 西安市文物保护考古所 2004 9 : MIHO MUSEUM 2004 11・12・54 : 陝西省考古研究所・富平県文物管理委員会 2004 13・38 : 西安市文物保护考古所 2002 14・20・21 : 群馬県立歴史博物館 1989 17 : 洛陽市第二文物工作隊 2008 18・19 : 唐昌東 1996 22・24 : 陝西省考古研究院 2009 23・48・50・68 : 洛陽博物館 1985 26・46・65 : 京都文化博物館 1994 27 : 陝西省博物館・乾県文教局唐墓発掘組 1972 28 : 原州聯合考古隊 1999 29 : 中国社会科学院考古研究所 1980 31 : 陝西省文物管理委員会 1964 33・67 : 西安市文物保护考古研究院 2014 35~37 : 殷泓等 2012 39・41・42 : 洛陽市文物管理局・洛陽古代芸術博物館 2010 44 : 張永祥 45・49・58・71・75・76 : 鄭州市文物考古研究所 2006 47・56 : 佐藤雅彦・長谷部樂爾 1976 51・52 : 鄭州市文物考古研究所・鞏義市文物管理局 2014 53 : 鄭州市文物考古研究所 2003 55・70 : 中国美術全集編輯委員会 1988 57 : MIHO MUSEUM 2002 60・74 : 陳安利主編 1998 61 : 京都国立博物館 1987 62 : 東京国立博物館他 2005 63 : 王子云 1985 69 : 伊川県文化館 1985 72 : 洛陽市文物工作隊 2008 73 : 吳哲夫・童依華 1984 78・79 : 陝西省考古研究院 2013

石刻 (第10~12図)

- 1 : 陝西省考古研究院 2011 2・17 : 陝西省考古研究院・順陵文物管理所 2015 3・7・8・10~14・19・20・22 : 殷泓等 2012 4・5・15・16 : 王子云 1985 6・18 : 茨城大学人文学部考古学研究室 2006 9・21 : 王魯豫 1989

壁画等 (第13・14図)

- 1 : 昭陵博物館 2006 2・3 : 陝西省社会科学院考古研究所 1963 4 : 陝西省博物館・文管会 1974 5 : 陝西省考古研究所・陝西歴史博物館・礼泉県昭陵博物館 2004 6・7 : 王育龍 1989 8 : 周天游 2002 9 : 唐昌東 1996 10 : 山西省考古研究所 1988 11 : 陝西省考古研究院 2009 12 : 陝西省考古研究所 1998 13 : 陝西省考古研究所・西安市文物保护考古所 2003 14 : 宝鶏市考古研究所 2008 15 : 河南省文物考古研究所 1997